

住民監査請求に係る監査結果

令和7年4月23日付け監査監第251号で受け付けた職員措置請求書（以下「請求書」という。）について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第5項の規定により、監査を行ったので、その結果を次のとおり通知します。

なお、監査の実施に当たり、さいたま市議会議員のうちから選任された谷中信人監査委員及び都築龍太監査委員については、法第199条の2の規定により除斥しました。

第1 請求の要旨

監査に当たり、請求人が提出した請求書及びその事実証明書から、請求人が主張する要旨を次のように解した。

●●●●議員（以下「X議員」という。）が精算した令和5年度の政務活動費のうち1,240円は、政務活動費の使途運用指針（以下「使途運用指針」という。）に違反して使用されたものです。そこで1,240円をさいたま市に返還するよう、清水勇人市長はX議員に要求することを、監査委員が勧告することを求めます。

- 1 X議員は令和5年度上半期に2023年1月～4月の源泉所得税6,124円を人件費（按分100%）として政務活動費から支出した。（第1号証）
- 2 X議員は令和5年1月～3月に給与として月4万8,469円、計14万5,407円を人件費（按分100%）として支出した。（第2号証）
- 3 X議員は令和5年4月に給与として月21万1,858円と9万325円の計30万2,183円を人件費（按分100%）として支出した。（第3号証）
- 4 令和5年1月～4月の120日間のうち、4月の9日間はさいたま市議会議員選挙の期間であり、この期間の人件費に関わる源泉所得税は政務活動費から支出することはできない。
- 5 使途運用指針3運用の基本方針（1）政務活動費支出の原則では、④適正な手続がなされていること。⑤支出についての説明ができるよう書類等が整備されていることと規定されている。（第4号証）
- 6 よって、X議員が令和5年度上半期に人件費として政務活動費から支出した源泉所得税のうち、4月の9日間分1,240円をさいたま市に返還するよう勧告することを求めます。
- 7 令和5年度の政務活動費が精算されたのは令和6年5月22日であり、上記のとおり法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。併せて、請求人による意見陳述の機会を求めます。

別紙事実証明書（第1号証～第4号証）は、省略

第2 請求の受理

本請求について、法第242条第1項及び第2項の要件審査を実施したところ、要件を具備しているものと認め、令和7年4月28日付けで本請求の受理を決定した。

第3 監査の実施

1 対象事項

請求人が提出した請求書及び事実証明書等から判断して、令和5年度にX議員に交付された政務活動費のうち、請求人が本請求において主張する、人件費として計上された1,240円が違法又は不当な支出であるか、その結果、さいたま市長（以下「市長」という。）がX議員に対する返還請求権の行使を怠っていると認められるかを監査対象とした。

2 対象所管

議会局総務部秘書総務課

3 監査方法

次の方法により監査を行った。

- (1) 法第242条第7項の規定により、令和7年5月22日に請求人の陳述を聴取した。請求人5名のうち、2名が出席し陳述した。追加の証拠の提出はなかった。

同日、「2 対象所管」の関係職員の陳述を聴取した。なお、法第242条第8項の規定により、関係職員の陳述の際に請求人は立ち会った。

なお、令和7年4月23日付けで受け付け、令和7年4月28日付けで受理を決定した監査監第246号から265号まで、監査監第267号から268号までの同一請求人からの住民監査請求について、一括して行った。

- (2) 「第4 事実」に掲げる事項等について、事実関係の調査を実施した。

第4 事実

調査の結果、以下の事実が認められた。

1 使途運用指針における政務活動費の概要

政務活動費は、法第100条第14項、第15項及び第16項の規定に基づき、さいたま市議会議員の調査研究その他の活動（以下「政務活動」という。）に資するため必要な経費の一部として交付されるもので、法、さいたま市議会政務活動費の交付に関する条例（平成25年さいたま市条例第1号。以下「交付条例」という。）及びさいたま市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則（平成25年さいたま市規則第6号。以下「交付条例施行規則」という。）が根拠となっている。

さいたま市議会では、交付条例及び交付条例施行規則に基づき、使途運用指針を定めており、令和元年度改訂版においては、その主な概要は以下のとおりである。

- (1) 交付対象（交付条例第2条）

ア 会派

2人以上の議員で構成される会派で、会派結成の届出が受理されたもの

イ 議員

月額として14万円の額を選択した会派に所属する議員及びいずれの会派にも所属しない議員（以下「交付対象議員」という。）

(2) 交付額（交付条例第4条及び第5条）

ア 会派

月額34万円又は月額14万円のうちから会派が選択した額×会派所属議員数

イ 交付対象議員

月額20万円

(3) 請求方法（交付条例第8条）

会派の代表者及び交付対象議員は、各半期の最初の月の7日までに、市長に対し当該半期分の政務活動費の交付を請求する。

(4) 運用の基本指針（使途運用指針「3運用の基本指針」）

ア 政務活動費支出の原則

- (ア) 政務活動が目的であること。
- (イ) 政務活動の必要性があること。
- (ウ) 政務活動に要した金額や態様等に妥当性があること。
- (エ) 適正な手続がなされていること。
- (オ) 支出についての説明ができるよう書類等が整備されていること。

イ 実費弁償の原則

政務活動は、会派又は議員の自発的な意思に基づき行われるものであり、政務活動費は、「社会通念上妥当な範囲のものであること」を前提に、原則として政務活動に要した費用の実費に充当する。

ウ 按分支出の原則

議員の活動は、議会活動、選挙活動、政党政治活動、後援会活動等と多様であり、各々の活動を明確に区分することは困難である。そのため、活動に要した費用の全額に政務活動費を充当することが明らかに不適切であると認められる場合は、活動の実態に応じて費用を按分することになる。

したがって、全ての活動のうち政務活動に要した時間や事務所における占有面積の割合等に応じて費用を按分する必要がある。（対外的に明確に説明できることが必要である。）

エ 説明責任

政務活動費を支出したときは、交付条例により、会派及び交付対象議員には、議長に対し収支報告書を提出し、また市長に対して実績報告書を提出することが義務付けられている。

政務活動には、会派全体で行う活動のほか、複数の議員及び議員個人による活動があるが、いずれの場合でも、会派及び交付対象議員は、政務活動費の使途に関して、透明性を確保する必要がある。交付条例施行規則においても、会計帳簿及び領収書等は収支報告書等を提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存することが義務付けられており、これを整備保存し、市民に対する説明責任を果たさなければならない。

なお、更なる透明性の向上を目的として、令和元年度（改選後）交付分より領収書等の写しをインターネットにおいて公開する。

(5) 共通事項（使途運用指針「4 共通事項」）

共通事項として、次の6項目について定めている。

- ・「領収書等について」
- ・「交通費等旅費について」
- ・「備品の取扱いについて」
- ・「年度をまたぐ支払いについて」
- ・「長期前払費用について」
- ・「親族への支払いについて」

(6) 使途に関する指針（使途運用指針「5 使途に関する指針」）

ここでは、具体的な使途項目の内容、主な計上例及び考え方を記載し、共通事項を参照のうえ、実際の計上に当たっての参考とするよう明記されている。

本件政務活動費に関する部分については、次のとおりとなっている。（一部抜粋）

ア 人件費

内 容	政務活動を補助する職員の雇用に要する経費
主 な 計上例	給料、賃金、交通費、各種手当、社会保険料、人材派遣委託料、社会保険労務士・税理士等に係る費用
考え方・ 取扱い	<p>① 補助職員に係る交通費については、「共通事項」を参照すること。</p> <p>② 補助職員を雇用する場合は、雇用条件がわかる雇用契約書（参考様式8号等）、補助職員の氏名等が記載された雇用台帳（参考様式7号等）、及び給与台帳（源泉徴収簿又は賃金台帳）並びに勤務実態が分かる書類（出勤簿等）を作成し、保存する。</p> <p>③ 配偶者や扶養親族等、生計を一にする親族又は3親等内の血族及び2親等内の姻族を補助職員として雇用することはできない。</p> <p>④ 補助職員が政務活動の補助以外の業務（政党活動、後援会活動等の事務）を兼務している場合には、政務活動に要した時間の実数で計上し、按分はしない。</p> <p>⑤ 視察研修時の介助同行費用は政務活動費で計上することができる。</p> <p>⑥ 政務活動員とは会派及び会派に所属する議員の政務活動のみを補助する補助職員である。補助職員がその勤務時間内において政務活動の補助以外の業務（政党活動、後援会活動等の事務）を兼務している場合には政務活動員として届け出ることができない。</p> <p>なお、政務活動員については、政務活動員届出書を議長に提出し、政務活動員証の交付を受けることとする。</p> <p>※ 政務活動員として届出ができるのは、議員数10名までは2名までとし、以後、議員が5名増えるごとに1名増員でき</p>

	<p>る。</p> <p>※ 政務活動員に係る経費については、按分することなく計上することができる。</p> <p><備考></p> <p>法令の定めのあるものについては、法令を遵守する。</p> <p>(行政機関)</p> <p>雇用保険…ハローワーク</p> <p>労災保険…労働基準監督署</p> <p>最低賃金…労働基準監督署</p> <p>源泉徴収…税務署</p> <p>個人情報の保護…個人情報保護委員会</p>
--	--

2 請求人の陳述

関係職員の陳述の要旨は、次のとおりである。

なお、本請求に係る内容以外は除外した。

さいたま市議会において、業務委託等により公認会計士などに事前に見てもらっているようだが、公認会計士は適切に仕事をしているのだろうか。職員も一応は見ているようだが、公認会計士という専門的立場で見ているながら、なぜ気が付かないのか非常に疑問に思う。

3 関係職員の陳述

関係職員の陳述の要旨は、次のとおりである。

なお、本請求に係る内容以外は除外した。

今回提出された住民監査請求は、令和5年度分の政務活動費に関するものであるため、使途運用指針については、最新版の令和5年度改訂版ではなく、令和元年度改訂版に準拠する必要があることを申し添える。

政務活動費の支出については、交付条例第10条には、「市の事務及び地方行財政に関する調査研究、国、他の団体等に対して行う要請、陳情等のための活動その他の市民福祉の向上と市の発展のために行う活動に必要な経費で、別表に定めるものに充てなければならない。」とあり、交付条例第11条第2項には「政務活動費の交付を受けた交付対象議員は、政務活動費の経理を適正に行わなければならない。」とある。

このように政務活動費は会派及び議員の調査研究その他の活動に資するために必要な経費であることを要し、個々の経費の支出は、使途運用指針に準拠する必要がある。しかしながら、その活動は多岐多様にわたり、支出の対象となった活動に調査研究その他の活動の実態があり、市政との関連性等の合理性を欠くことが明らかである場合以外は、政務活動か否かの判断は、会派及び議員に委ねられることによって、会派及び議員の自律的判断が尊重されるべきものとする。

本市議会では、これまで継続的に議会改革に取り組んできた経緯があり、政務活動費

についても、収支報告書には、すべての領収書等の写しを添付することとし、さらに閲覧規程を制定、また、その使途をより明確にするため、使途運用指針を作成し、その後も必要に応じて改訂をしている。

加えて、使途運用指針に適合しているかなど、支出内容を調査するために議会局で契約した調査機関による調査を導入するほか、令和元年5月分以降の領収書等の写しをインターネットで公開するなど、使途の一層の透明性と適正な支出を図ってきたところであるが、引続き、これまで以上に政務活動費の使途の適正化と透明性の確保に努めていく。

請求人の主張に対する意見を申し上げる。

議会局及び調査機関では領収書等の確認時に関係書類により使途運用指針に基づき支出されていることを確認しており、交付条例第16条第1項の規定において閲覧に供されるものは、交付条例第12条第1項に基づき議長に提出された収支報告書と、当該支出に係る領収書その他の当該支出の事実を証する書類の写しとなっている。

請求人の主張する事項に関しては、政務活動費の返還請求の必要の有無を判断するため、交付条例第12条第5項に規定される議長の調査権に基づき、対象党派及び対象議員に対し、当該政務活動費の使用の状況について調査を行ったので、その結果を含めて意見を申し上げる。

人件費に係る支出については、請求人の「令和5年1月から4月までの120日間のうち、4月の9日間（4月1日から4月9日まで）はさいたま市議会議員選挙の期間であり、この期間の人件費に関わる源泉所得税は政務活動費から支出することはできない。」との主張については、議員から、「支出している人件費は、政務活動を補助する職員に対する人件費であるが、当該職員は、選挙期間中は出勤しておらず、勤務を行っていない。そのため、4月分の給与及び4月分を含む1月分から4月分までの源泉所得税については、選挙期間中の分を除く必要はない。」との回答を受けている。

また、使途運用指針（4）人件費の考え方・取扱い②に基づく、雇用契約書、雇用台帳、給与台帳、勤務実態が分かる書類の確認が整備されていること、また、勤務実態が分かる書類において、当該職員が選挙期間中に出勤していないことを議会局において改めて確認しており、使途運用指針に違反しているとは考えていない。

最後に、陳述の冒頭で申し上げたとおり、議会局及び調査機関では領収書等の提出を受けた際に、関係書類により使途運用指針に基づき支出されていることを確認しているが、今回の請求に係る部分については、議会局において、使途運用指針に基づき支出がなされていることを改めて確認しているところである。

第5 監査委員の判断

以上のような事実確認に基づき、監査委員は、次のように判断した。

本請求は、市長が令和5年度上半期にX議員に交付した政務活動費のうち、人件費として計

上された6,124円のうち1,240円は、使途運用指針に違反して支出されたものであるとして、1,240円をさいたま市に返還するよう、市長はX議員に要求することを、監査委員が勧告することを求めた事案である。

そのような措置を求める理由として、請求人は次のとおり主張している。

X議員が令和5年度上半期に人件費として支出した経費に、源泉所得税が含まれているが、令和5年1月から4月までの120日間のうち、4月の9日間分は、さいたま市議会議員選挙の期間であり、この期間の人件費に関わる源泉所得税を支出していることは、使途運用指針の違反であると主張している。

政務活動費については、法第100条第14項、第15項及び第16項に規定されており、同条第14項に「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。」とあることから、市は、交付条例及び交付条例施行規則を制定し、これらの法令を根拠に、政務活動費の交付に係る支出事務を執行している。

さらに、さいたま市議会は、政務活動費の適正な支出と使途の透明性を確保するため、使途運用指針を作成しており、ここに「運用の基本指針」や「使途に関する指針」等が示されているところである。

政務調査費においては、「政務調査費の支出に使途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかにうかがわれるような場合を除き、監査委員を含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその使途制限適合性を審査することを予定していないと解される」（最高裁平成21年12月17日第一小法廷判決）、「議員の調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要なかどうかについては議員の合理的判断に委ねられる部分がある」（最高裁平成22年3月23日第三小法廷判決）とされ、これらの判例は、政務活動費においても同様に該当すると解される。

このため、政務活動費の使途においては、会派及び議員の自主性、自律性が尊重されなければならないが、一方で政務活動費が市の公金であることから、使途における透明性の確保と説明責任が求められるといえる。

以上のことから、監査では政務活動費の支出について、議員の自主性、自律性を尊重した上で、交付条例、交付条例施行規則及び使途運用指針に基づき、本請求に係る各支出が政務活動費の使途として適正なものであるかどうかを判断することとした。

X議員が、令和5年度上半期1月から4月までの120日間で、人件費（源泉所得税）として支出した経費のうち、4月の9日間分については、さいたま市議会議員選挙の期間であり、この期間分に関わる源泉所得税を支出していることは、使途運用指針の違反であるとの請求人の主張に対し、関係職員は、交付条例第12条第5項に規定される議長の調査権に基づく調査結果として、「当該職員は、選挙期間中は出勤しておらず、勤務を行っていない。そのため、4月分の給与及び4月分を含む1月分から4月分までの源泉所得税については、選挙期間中の分を除く必要はない。」との回答を得ており、使途運用指針5使途に関する指針（4）人件費

の考え方・取扱い②に基づく、雇用契約書、雇用台帳、給与台帳、勤務実態が分かる書類が整備されていること、また、勤務実態が分かる書類において、当該職員が選挙期間中に出勤していないことを議会局において改めて確認している。

本件に関しては、雇用契約書、雇用台帳、給与台帳、勤務実態が分かる書類の確認から、令和5年4月1日から4月9日までについては、さいたま市議会議員選挙の期間として、当該職員が勤務していないことが認められ、かつ、源泉所得税については、適切に算出されている。

したがって、本件支出は、使途運用指針に違反しているとはいえないものと解する。

第6 結論

以上のことから総合的に判断した結果、監査委員は、次のとおり結論に至った。

令和5年度上半期にX議員に交付された政務活動費のうち、人件費として計上された6,124円のうち1,240円について、違法又は不当な支出とはいえ、その結果、市長がX議員に対する返還請求権の行使を怠っているとは認められない。請求人の主張は認めることができず、よって、本請求には理由がないものと判断する。

この監査結果を踏まえ、監査委員として意見を以下に述べる。

(意見)

さいたま市議会基本条例第30条第2項には、「会派及び議員は、効果的かつ効率的に政務活動費を活用するとともに、これに関係する資料を公開し、その使途の公正性及び透明性を確保しなければならない。」とされている。

この公正性及び透明性の確保には、常に市民に対しての使途の説明責任を負うものであり、単に説明すればよいということではなく、あくまでも市民が理解でき、納得できる説明でなければならない。

本市の政務活動費については、制度制定の経緯等を踏まえ、交付条例や交付条例施行規則、さらには、使途運用指針の策定を行うなどして、その制度運用に努めてこられたところであるが、まだ改善の余地があるといえることから、議会局としては、市民から使途運用指針に違反しているとの疑念を抱かれないよう常に社会の変化に応じた改訂に取り組むべきである。

政務活動費の原資となるのは市民が納める税金であり、市議会議員各位におかれては、その使途について十分に熟考する必要性とそのチェックを行う議会局にあっては、慎重かつ丁寧な確認行為に努める必要性があるものと解されることを改めて留意願いたい。

住民監査請求に係る監査結果

令和7年4月23日付け監査監第252号で受け付けたさいたま市職員措置請求書（以下「請求書」という。）について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第5項の規定により、監査を行ったので、その結果を次のとおり通知します。

なお、監査の実施に当たり、さいたま市議会議員のうちから選任された谷中信人監査委員及び都築龍太監査委員については、法第199条の2の規定により除斥しました。

第1 請求の要旨

監査に当たり、請求人が提出した請求書及びその事実証明書から、請求人が主張する要旨を次のように解した。

●●●●議員（以下「X議員」という。）が精算した令和5年度の政務活動費のうち89万6,000円は、政務活動費の使途運用指針（以下「使途運用指針」という。）に違反して使用されたものです。そこで89万6,000円をさいたま市に返還するよう、清水勇人市長はX議員に要求することを、監査委員が勧告することを求めます。

- 1 X議員は令和5年度上半期に給与40万4,000円を人件費として政務活動費から支出した。（第1号証）
- 2 X議員は令和5年度下半期に給与49万2,000円を人件費として政務活動費から支出した。（第2号証）
- 3 使途運用指針5使途に関する指針（4）人件費では、考え方・取扱いとして
<備考（※）>
法令の定めのあるものについては、法令を遵守する。
（行政機関）
雇用保険…ハローワーク
労災保険…労働基準監督署
最低賃金…労働基準監督署
源泉徴収…税務署
個人情報の保護…個人情報保護委員会
と記載されている。（第3号証）
- 4 X議員は、令和5年6月2日に労働保険料3,133円を支出しているが、源泉徴収は支出していない。（第1号証）
- 5 よって、X議員が令和5年度上半期と下半期に人件費として政務活動費から支出した給与計89万6,000円は所得税法第204条と使途運用指針に違反した違法な支出であり、さいたま市に返還するよう勧告することを求めます。

- 6 令和5年度の政務活動費が精算されたのは令和6年5月22日であり、上記のとおり法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。併せて、請求人による意見陳述の機会を求めます。

※ 請求書上、「参考」と表記されているが、「備考」の誤りであると解した。

別紙事実証明書（第1号証～第3号証）は、省略

第2 請求の受理

本請求について、法第242条第1項及び第2項の要件審査を実施したところ、要件を具備しているものと認め、令和7年4月28日付けで本請求の受理を決定した。

第3 監査の実施

1 対象事項

請求人が提出した請求書及び事実証明書等から判断して、令和5年度にX議員に交付された政務活動費のうち、請求人が本請求において主張する、人件費として計上された89万6,000円が違法又は不当な支出であるか、その結果、さいたま市長（以下「市長」という。）がX議員に対する返還請求権の行使を怠っていると認められるかを監査対象とした。

2 対象所管

議会局総務部秘書総務課

3 監査方法

次の方法により監査を行った。

- (1) 法第242条第7項の規定により、令和7年5月22日に請求人の陳述を聴取した。請求人5名のうち、2名が出席し陳述した。追加の証拠の提出はなかった。

同日、「2 対象所管」の関係職員の陳述を聴取した。なお、法第242条第8項の規定により、関係職員の陳述の際に請求人は立ち会った。

なお、令和7年4月23日付けで受け付け、令和7年4月28日付けで受理を決定した監査監第246号から265号まで、監査監第267号から268号までの同一請求人からの住民監査請求について、一括して行った。

- (2) 「第4 事実」に掲げる事項等について、事実関係の調査を実施した。

第4 事実

調査の結果、以下の事実が認められた。

1 関係法令の内容

- (1) 所得税法（昭和40年法律第33号）

第204条 居住者に対し国内において次に掲げる報酬若しくは料金、契約金又は賞金の支払をする者は、その支払の際、その報酬若しくは料金、契約金又は賞金について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを国に納付しなければならない。

- 一 原稿、さし絵、作曲、レコード吹込み又はデザインの報酬、放送謝金、著作権（著作隣接権を含む。）又は工業所有権の使用料及び講演料並びにこれらに類するもので政令で定める報酬又は料金
 - 二 弁護士（外国法事務弁護士を含む。）、司法書士、土地家屋調査士、公認会計士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、測量士、建築士、不動産鑑定士、技術士その他これらに類する者で政令で定めるものの業務に関する報酬又は料金
 - 三 社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）の規定により支払われる診療報酬（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第三十六条の九第二項（流行初期医療確保措置）の規定により都道府県知事から同項に規定する流行初期医療確保措置に係る事務を委託された同項に規定する支払基金から支払われる同条第一項に規定する流行初期医療の確保に要する費用を含む。）
 - 四 職業野球の選手、職業拳けん闘家、競馬の騎手、モデル、外交員、集金人、電力量計の検針人その他これらに類する者で政令で定めるものの業務に関する報酬又は料金
 - 五 映画、演劇その他政令で定める芸能又はラジオ放送若しくはテレビジョン放送に係る出演若しくは演出（指揮、監督その他政令で定めるものを含む。）又は企画の報酬又は料金その他政令で定める芸能人の役務の提供を内容とする事業に係る当該役務の提供に関する報酬又は料金（これらのうち不特定多数の者から受けるものを除く。）
 - 六 キャバレー、ナイトクラブ、バーその他これらに類する施設でフロアにおいて客にダンスをさせ又は客に接待をして遊興若しくは飲食をさせるものにおいて客に侍してその接待をすることを業務とするホステスその他の者（以下この条において「ホステス等」という。）のその業務に関する報酬又は料金
 - 七 役務の提供を約することにより一時に取得する契約金で政令で定めるもの
 - 八 広告宣伝のための賞金又は馬主が受ける競馬の賞金で政令で定めるもの
- 2 前項の規定は、次に掲げるものについては、適用しない。
- 一 前項に規定する報酬若しくは料金、契約金又は賞金のうち、第二十八条第一項（給与所得）に規定する給与等（次号において「給与等」という。）又は第三十条第一項（退職所得）に規定する退職手当等に該当するもの
 - 二 前項第一号から第五号まで並びに第七号及び第八号に掲げる報酬若しくは料金、契約金又は賞金のうち、第百八十三条第一項（給与所得に係る源泉徴収義務）の規定により給与等につき所得税を徴収して納付すべき個人以外の個人から支払われるもの
 - 三 前項第六号に掲げる報酬又は料金のうち、同号に規定する施設の経営者（以下この条において「バー等の経営者」という。）以外の者から支払われるもの（バー等の経営者を通じて支払われるものを除く。）
- 3 第一項第六号に掲げる報酬又は料金のうちに、客からバー等の経営者を通じてホステス等に支払われるものがある場合には、当該報酬又は料金については、当

該バー等の経営者を当該報酬又は料金に係る同項に規定する支払をする者とみなし、当該報酬又は料金をホステス等に交付した時にその支払があつたものとみなして、同項の規定を適用する。

2 使途運用指針における政務活動費の概要

政務活動費は、法第100条第14項、第15項及び第16項の規定に基づき、さいたま市議会議員の調査研究その他の活動（以下「政務活動」という。）に資するため必要な経費の一部として交付されるもので、法、さいたま市議会政務活動費の交付に関する条例（平成25年さいたま市条例第1号。以下「交付条例」という。）及びさいたま市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則（平成25年さいたま市規則第6号。以下「交付条例施行規則」という。）が根拠となっている。

さいたま市議会では、交付条例及び交付条例施行規則に基づき、使途運用指針を定めており、令和元年度改訂版においては、その主な概要は以下のとおりである。

(1) 交付対象（交付条例第2条）

ア 会派

2人以上の議員で構成される会派で、会派結成の届出が受理されたもの

イ 議員

月額として14万円の額を選択した会派に所属する議員及びいずれの会派にも所属しない議員（以下「交付対象議員」という。）

(2) 交付額（交付条例第4条及び第5条）

ア 会派

月額34万円又は月額14万円のうちから会派が選択した額×会派所属議員数

イ 交付対象議員

月額20万円

(3) 請求方法（交付条例第8条）

会派の代表者及び交付対象議員は、各半期の最初の月の7日までに、市長に対し当該半期分の政務活動費の交付を請求する。

(4) 運用の基本指針（使途運用指針「3運用の基本指針」）

ア 政務活動費支出の原則

- (ア) 政務活動が目的であること。
- (イ) 政務活動の必要性があること。
- (ウ) 政務活動に要した金額や態様等に妥当性があること。
- (エ) 適正な手続がなされていること。
- (オ) 支出についての説明ができるよう書類等が整備されていること。

イ 実費弁償の原則

政務活動は、会派又は議員の自発的な意思に基づき行われるものであり、政務活動費は、「社会通念上妥当な範囲のものであること」を前提に、原則として政務活動に要した費用の実費に充当する。

ウ 按分支出の原則

議員の活動は、議会活動、選挙活動、政党政治活動、後援会活動等と多様であり、

各々の活動を明確に区分することは困難である。そのため、活動に要した費用の全額に政務活動費を充当することが明らかに不適切であると認められる場合は、活動の実態に応じて費用を按分することになる。

したがって、全ての活動のうち政務活動に要した時間や事務所における占有面積の割合等に応じて費用を按分する必要がある。（対外的に明確に説明できることが必要である。）

エ 説明責任

政務活動費を支出したときは、交付条例により、会派及び交付対象議員には、議長に対し収支報告書を提出し、また市長に対して実績報告書を提出することが義務付けられている。

政務活動には、会派全体で行う活動のほか、複数の議員及び議員個人による活動があるが、いずれの場合でも、会派及び交付対象議員は、政務活動費の使途に関して、透明性を確保する必要がある。交付条例施行規則においても、会計帳簿及び領収書等は収支報告書等を提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存することが義務付けられており、これを整備保存し、市民に対する説明責任を果たさなければならない。

なお、更なる透明性の向上を目的として、令和元年度（改選後）交付分より領収書等の写しをインターネットにおいて公開する。

(5) 共通事項（使途運用指針「4 共通事項」）

共通事項として、次の6項目について定めている。

- ・「領収書等について」
- ・「交通費等旅費について」
- ・「備品の取扱いについて」
- ・「年度をまたぐ支払いについて」
- ・「長期前払費用について」
- ・「親族への支払いについて」

(6) 使途に関する指針（使途運用指針「5 使途に関する指針」）

ここでは、具体的な使途項目の内容、主な計上例及び考え方を記載し、共通事項を参照のうえ、実際の計上に当たっての参考とするよう明記されている。

本件政務活動費に関する部分については、次のとおりとなっている。（一部抜粋）

ア 人件費

内 容	政務活動を補助する職員の雇用に要する経費
主 な 計上例	給料、賃金、交通費、各種手当、社会保険料、人材派遣委託料、社会保険労務士・税理士等に係る費用
考え方・ 取扱い	① 補助職員に係る交通費については、「共通事項」を参照すること。 ② 補助職員を雇用する場合は、雇用条件がわかる雇用契約書（参考様式8号等）、補助職員の氏名等が記載された雇用台帳（参考

	<p>様式7号等)、及び給与台帳(源泉徴収簿又は賃金台帳)並びに勤務実態が分かる書類(出勤簿等)を作成し、保存する。</p> <p>③ 配偶者や扶養親族等、生計を一にする親族又は3親等内の血族及び2親等内の姻族を補助職員として雇用することはできない。</p> <p>④ 補助職員が政務活動の補助以外の業務(政党活動、後援会活動等の事務)を兼務している場合には、政務活動に要した時間の実数で計上し、按分はしない。</p> <p>⑤ 視察研修時の介助同行費用は政務活動費で計上することができる。</p> <p>⑥ 政務活動員とは会派及び会派に所属する議員の政務活動のみを補助する補助職員である。補助職員がその勤務時間内において政務活動の補助以外の業務(政党活動、後援会活動等の事務)を兼務している場合には政務活動員として届け出ることができない。</p> <p>なお、政務活動員については、政務活動員届出書を議長に提出し、政務活動員証の交付を受けることとする。</p> <p>※ 政務活動員として届出ができるのは、議員数10名までは2名までとし、以後、議員が5名増えるごとに1名増員できる。</p> <p>※ 政務活動員に係る経費については、按分することなく計上することができる。</p> <p><備考></p> <p>法令の定めのあるものについては、法令を遵守する。</p> <p>(行政機関)</p> <p>雇用保険…ハローワーク</p> <p>労災保険…労働基準監督署</p> <p>最低賃金…労働基準監督署</p> <p>源泉徴収…税務署</p> <p>個人情報の保護…個人情報保護委員会</p>
--	---

2 請求人の陳述

関係職員の陳述の要旨は、次のとおりである。

なお、本請求に係る内容以外は除外した。

さいたま市議会において、業務委託等により公認会計士などに事前に見てもらっているようだが、公認会計士は適切に仕事をしているのだろうか。職員も一応は見ているようだが、公認会計士という専門的立場で見ているながら、なぜ気が付かないのか非常に疑問に思う。

3 関係職員の陳述

関係職員の陳述の要旨は、次のとおりである。

なお、本請求に係る内容以外は除外した。

今回提出された住民監査請求は、令和5年度分の政務活動費に関するものであるため、使途運用指針については、最新版の令和5年度改訂版ではなく、令和元年度改訂版に準拠する必要があることを申し添える。

政務活動費の支出については、交付条例第10条には、「市の事務及び地方行財政に関する調査研究、国、他の団体等に対して行う要請、陳情等のための活動その他の市民福祉の向上と市の発展のために行う活動に必要な経費で、別表に定めるものに充てなければならない。」とあり、交付条例第11条第2項には「政務活動費の交付を受けた交付対象議員は、政務活動費の経理を適正に行わなければならない。」とある。

このように政務活動費は会派及び議員の調査研究その他の活動に資するために必要な経費であることを要し、個々の経費の支出は、使途運用指針に準拠する必要がある。しかしながら、その活動は多岐多様にわたり、支出の対象となった活動に調査研究その他の活動の実態があり、市政との関連性等の合理性を欠くことが明らかである場合以外は、政務活動か否かの判断は、会派及び議員に委ねられることによって、会派及び議員の自律的判断が尊重されるべきものとする。

本市議会では、これまで継続的に議会改革に取り組んできた経緯があり、政務活動費についても、収支報告書には、すべての領収書等の写しを添付することとし、さらに閲覧規程を制定、また、その使途をより明確にするため、使途運用指針を作成し、その後も必要に応じて改訂をしている。

加えて、使途運用指針に適合しているかなど、支出内容を調査するために議会局で契約した調査機関による調査を導入するほか、令和元年5月分以降の領収書等の写しをインターネットで公開するなど、使途の一層の透明性と適正な支出を図ってきたところであるが、引続き、これまで以上に政務活動費の使途の適正化と透明性の確保に努めていく。

請求人の主張に対する意見を申し上げる。

議会局及び調査機関では領収書等の確認時に関係書類により使途運用指針に基づき支出されていることを確認しており、交付条例第16条第1項の規定において閲覧に供されるものは、交付条例第12条第1項に基づき議長に提出された収支報告書と、当該支出に係る領収書その他の当該支出の事実を証する書類の写しとなっている。

請求人の主張する事項に関しては、政務活動費の返還請求の必要の有無を判断するため、交付条例第12条第5項に規定される議長の調査権に基づき、対象会派及び対象議員に対し、当該政務活動費の使用の状況について調査を行ったので、その結果を含めて意見を申し上げる。

請求人が使途運用指針に違反していると主張する、使途運用指針(4)人件費の備考部分の記載は、政務活動費の計上の有無にかかわらず、人件費において考慮すべき手続

きを参考に記載したものである。また、使途運用指針は、人件費に係る経費の全てを政務活動費で計上しなければならないと規定されているものではない。

これらのことから、源泉徴収税額を政務活動費で支出していないことが、使途運用指針に違反しているとは考えていない。なお、使途運用指針（４）人件費の考え方・取扱い②に基づく、雇用契約書、雇用台帳、給与台帳、勤務実態が分かる書類を議会局において、改めて確認をした。

また、源泉徴収税額が発生している場合は、納税に係る書類を改めて確認したところである。

最後に、陳述の冒頭で申し上げたとおり、議会局及び調査機関では領収書等の提出を受けた際に、関係書類により使途運用指針に基づき支出されていることを確認しているが、今回の請求に係る部分については、議会局において、使途運用指針に基づき支出がなされていることを改めて確認しているところである。

第５ 監査委員の判断

以上のような事実確認に基づき、監査委員は、次のように判断した。

本請求は、市長が令和５年度にX議員に交付した政務活動費のうち、人件費として計上された８９万６，０００円は、使途運用指針に違反して支出されたものであるとして、８９万６，０００円をさいたま市に返還するよう、市長はX議員に要求することを、監査委員が勧告することを求めた事案である。

そのような措置を求める理由として、請求人は次のとおり主張している。

X議員が令和５年度上半期と下半期に人件費として労働保険料は支出しているものの、源泉所得税を支出していないことは、所得税法第２０４条と使途運用指針の違反であると主張している。

政務活動費については、法第１００条第１４項、第１５項及び第１６項に規定されており、同条第１４項に「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。」とあることから、市は、交付条例及び交付条例施行規則を制定し、これらの法令を根拠に、政務活動費の交付に係る支出事務を執行している。

さらに、さいたま市議会は、政務活動費の適正な支出と使途の透明性を確保するため、使途運用指針を作成しており、ここに「運用の基本指針」や「使途に関する指針」等が示されているところである。

政務調査費においては、「政務調査費の支出に使途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかになるような場合を除き、監査委員を含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその使途制限適合性を審査することを

予定していないと解される」（最高裁平成21年12月17日第一小法廷判決）、「議員の調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要かどうかについては議員の合理的判断に委ねられる部分がある」（最高裁平成22年3月23日第三小法廷判決）とされ、これらの判例は、政務活動費においても同様に該当すると解される。

このため、政務活動費の使途においては、会派及び議員の自主性、自律性が尊重されなければならないが、一方で政務活動費が市の公金であることから、使途における透明性の確保と説明責任が求められるといえる。

以上のことから、監査では政務活動費の支出について、議員の自主性、自律性を尊重した上で、交付条例、交付条例施行規則及び使途運用指針に基づき、本請求に係る各支出が政務活動費の使途として適正なものであるかどうかを判断することとした。

X議員は源泉所得税を支出していないとの請求人の主張に対し、関係職員は、交付条例第12条第5項に規定される議長の調査権に基づく調査結果として、使途運用指針5使途に関する指針（4）人件費の考え方・取扱い②に基づく、雇用契約書、雇用台帳、給与台帳、勤務実態が分かる書類を議会局において、改めて確認し、源泉徴収税額が発生している場合は、納税に係る書類を改めて確認している。

また、使途運用指針5使途に関する指針（4）人件費＜備考＞部分の記載は、政務活動費の計上の有無にかかわらず、人件費において考慮すべき手続きを参考に記載したものであり、人件費に係る経費の全てを政務活動費で計上しなければならないと規定されているものではないとしている。

一般的な国語辞典によれば、備考とは「参考のために付記すること。また、その事柄・記事。」との意味であり、本文に書くほどではないが、本文理解のために参考になることを書き添えたものであると理解できることから、使途運用指針における備考の位置付けは、政務活動費に限らず、人件費において考慮すべき事項を参考に記載したものであると解する。

補助職員を雇用する場合にあっては、所得税法、その他の税関係法令に基づく必要な手続を行うことは当然のことであるものの、使途運用指針において、人件費に係る経費の全てを政務活動費で計上しなければならないと規定されていない。また、経費として計上されず、政務活動費として支出されていない源泉所得税については使途運用指針の対象ではないことに加え、備考の位置付けが、政務活動費に限らず人件費において考慮すべき事項を参考に記載したものであることから、当該手続は使途運用指針の要件とまでは認められない。

したがって、本件支出は、使途運用指針に違反しているとはいえないものと解する。

第6 結論

以上のことから総合的に判断した結果、監査委員は、次のとおり結論に至った。

令和5年度にX議員に交付された政務活動費のうち、人件費として計上された89万6,000円について、違法又は不当な支出とはいえず、その結果、市長がX議員に対する返還請求権の行使を怠っているとは認められない。請求人の主張は認めることができず、よって、本請求には理由がないものと判断する。

この監査結果を踏まえ、監査委員として意見を以下に述べる。

（意見）

さいたま市議会基本条例第30条第2項には、「会派及び議員は、効果的かつ効率的に政務活動費を活用するとともに、これに関する資料を公開し、その使途の公正性及び透明性を確保しなければならない。」とされている。

この公正性及び透明性の確保には、常に市民に対しての使途の説明責任を負うものであり、単に説明すればよいということではなく、あくまでも市民が理解でき、納得できる説明でなければならない。

本市の政務活動費については、制度制定の経緯等を踏まえ、交付条例や交付条例施行規則、さらには、使途運用指針の策定を行うなどして、その制度運用に努めてこられたところであるが、まだ改善の余地があるといえることから、議会局としては、市民から使途運用指針に違反しているとの疑念を抱かれないよう常に社会の変化に応じた改訂に取り組むべきである。

政務活動費の原資となるのは市民が納める税金であり、市議会議員各位におかれては、その使途について十分に熟考する必要性とそのチェックを行う議会局にあっては、慎重かつ丁寧な確認行為に努める必要があるものと解されることを改めて留意願いたい。

住民監査請求に係る監査結果

令和7年4月23日付け監査監第253号で受け付けたさいたま市職員措置請求書（以下「請求書」という。）について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第5項の規定により、監査を行ったので、その結果を次のとおり通知します。

なお、監査の実施に当たり、さいたま市議会議員のうちから選任された谷中信人監査委員と都築龍太監査委員については、法第199条の2の規定により除斥しました。

第1 請求の要旨

監査に当たり、請求人が提出した請求書及びその事実証明書から、請求人が主張する要旨を次のように解した。

●●●●議員（以下「X議員」という。）が精算した令和5年度の政務活動費のうち109万1,016円は、政務活動費の使途運用指針（以下「使途運用指針」という。）に違反して使用されたものです。そこで109万1,016円をさいたま市に返還するよう、清水勇人市長はX議員に要求することを、監査委員が勧告することを求めます。

- 1 X議員は令和5年度上半期に給与と賞与で49万5,916円を人件費として政務活動費から支出した。（第1号証）
- 2 X議員は令和5年度下半期に給与と賞与で59万5,100円を人件費として政務活動費から支出した。（第2号証）
- 3 使途運用指針5使途に関する指針（4）人件費では、考え方・取扱いとして
<備考（※）>
法令の定めのあるものについては、法令を遵守する。
（行政機関）
雇用保険…ハローワーク
労災保険…労働基準監督署
最低賃金…労働基準監督署
源泉徴収…税務署
個人情報の保護…個人情報保護委員会
と記載されている。（第3号証）
- 4 X議員は、給与や賞与から所得税分を控除しながら、労働保険料も、源泉徴収も支出していない。
- 5 よって、X議員が令和5年度上半期と下半期に人件費として政務活動費から支出した給与計109万1,016円は所得税法第204条と使途運用指針に違反した違法な支出であり、さいたま市に返還するよう勧告することを求めます。

- 6 令和5年度の政務活動費が精算されたのは令和6年5月22日であり、上記のとおり法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。併せて、請求人による意見陳述の機会を求めます。

※ 請求書上、「参考」と表記されているが、「備考」の誤りであると解した。

別紙事実証明書（第1号証～第3号証）は、省略

第2 請求の受理

本請求について、法第242条第1項及び第2項の要件審査を実施したところ、要件を具備しているものと認め、令和7年4月28日付けで本請求の受理を決定した。

第3 監査の実施

1 対象事項

請求人が提出した請求書及び事実証明書等から判断して、令和5年度にX議員に交付された政務活動費のうち、請求人が本請求において主張する、人件費として計上された109万1,016円が違法又は不当な支出であるか、その結果、さいたま市長（以下「市長」という。）がX議員に対する返還請求権の行使を怠っていると認められるかを監査対象とした。

2 対象所管

議会局総務部秘書総務課

3 監査方法

次の方法により監査を行った。

- (1) 法第242条第7項の規定により、令和7年5月22日に請求人の陳述を聴取した。請求人5名のうち、2名が出席し陳述した。追加の証拠の提出はなかった。

同日、「2 対象所管」の関係職員の陳述を聴取した。なお、法第242条第8項の規定により、関係職員の陳述の際に請求人は立ち会った。

なお、令和7年4月23日付けで受け付け、令和7年4月28日付けで受理を決定した監査監第246号から265号まで、監査監第267号から268号までの同一請求人からの住民監査請求について、一括して行った。

- (2) 「第4 事実」に掲げる事項等について、事実関係の調査を実施した。

第4 事実

調査の結果、以下の事実が認められた。

1 関係法令の内容

- (1) 所得税法（昭和40年法律第33号）

第204条 居住者に対し国内において次に掲げる報酬若しくは料金、契約金又は賞金の支払をする者は、その支払の際、その報酬若しくは料金、契約金又は賞金について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを国に納付しなければならない。

- 一 原稿、さし絵、作曲、レコード吹込み又はデザインの報酬、放送謝金、著作権（著作隣接権を含む。）又は工業所有権の使用料及び講演料並びにこれらに類するもので政令で定める報酬又は料金
 - 二 弁護士（外国法事務弁護士を含む。）、司法書士、土地家屋調査士、公認会計士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、測量士、建築士、不動産鑑定士、技術士その他これらに類する者で政令で定めるものの業務に関する報酬又は料金
 - 三 社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第二百二十九号）の規定により支払われる診療報酬（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第三十六条の九第二項（流行初期医療確保措置）の規定により都道府県知事から同項に規定する流行初期医療確保措置に係る事務を委託された同項に規定する支払基金から支払われる同条第一項に規定する流行初期医療の確保に要する費用を含む。）
 - 四 職業野球の選手、職業拳けん闘家、競馬の騎手、モデル、外交員、集金人、電力量計の検針人その他これらに類する者で政令で定めるものの業務に関する報酬又は料金
 - 五 映画、演劇その他政令で定める芸能又はラジオ放送若しくはテレビジョン放送に係る出演若しくは演出（指揮、監督その他政令で定めるものを含む。）又は企画の報酬又は料金その他政令で定める芸能人の役務の提供を内容とする事業に係る当該役務の提供に関する報酬又は料金（これらのうち不特定多数の者から受けるものを除く。）
 - 六 キャバレー、ナイトクラブ、バーその他これらに類する施設でフロアにおいて客にダンスをさせ又は客に接待をして遊興若しくは飲食をさせるものにおいて客に侍してその接待をすることを業務とするホステスその他の者（以下この条において「ホステス等」という。）のその業務に関する報酬又は料金
 - 七 役務の提供を約することにより一時に取得する契約金で政令で定めるもの
 - 八 広告宣伝のための賞金又は馬主が受ける競馬の賞金で政令で定めるもの
- 2 前項の規定は、次に掲げるものについては、適用しない。
- 一 前項に規定する報酬若しくは料金、契約金又は賞金のうち、第二十八条第一項（給与所得）に規定する給与等（次号において「給与等」という。）又は第三十条第一項（退職所得）に規定する退職手当等に該当するもの
 - 二 前項第一号から第五号まで並びに第七号及び第八号に掲げる報酬若しくは料金、契約金又は賞金のうち、第百八十三条第一項（給与所得に係る源泉徴収義務）の規定により給与等につき所得税を徴収して納付すべき個人以外の個人から支払われるもの
 - 三 前項第六号に掲げる報酬又は料金のうち、同号に規定する施設の経営者（以下この条において「バー等の経営者」という。）以外の者から支払われるもの（バー等の経営者を通じて支払われるものを除く。）
- 3 第一項第六号に掲げる報酬又は料金のうちに、客からバー等の経営者を通じてホステス等に支払われるものがある場合には、当該報酬又は料金については、当

該バー等の経営者を当該報酬又は料金に係る同項に規定する支払をする者とみなし、当該報酬又は料金をホステス等に交付した時にその支払があつたものとみなして、同項の規定を適用する。

2 使途運用指針における政務活動費の概要

政務活動費は、法第100条第14項、第15項及び第16項の規定に基づき、さいたま市議会議員の調査研究その他の活動（以下「政務活動」という。）に資するため必要な経費の一部として交付されるもので、法、さいたま市議会政務活動費の交付に関する条例（平成25年さいたま市条例第1号。以下「交付条例」という。）及びさいたま市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則（平成25年さいたま市規則第6号。以下「交付条例施行規則」という。）が根拠となっている。

さいたま市議会では、交付条例及び交付条例施行規則に基づき、使途運用指針を定めており、令和元年度改訂版においては、その主な概要は以下のとおりである。

(1) 交付対象（交付条例第2条）

ア 会派

2人以上の議員で構成される会派で、会派結成の届出が受理されたもの

イ 議員

月額として14万円の額を選択した会派に所属する議員及びいずれの会派にも所属しない議員（以下「交付対象議員」という。）

(2) 交付額（交付条例第4条及び第5条）

ア 会派

月額34万円又は月額14万円のうちから会派が選択した額×会派所属議員数

イ 交付対象議員

月額20万円

(3) 請求方法（交付条例第8条）

会派の代表者及び交付対象議員は、各半期の最初の月の7日までに、市長に対し当該半期分の政務活動費の交付を請求する。

(4) 運用の基本指針（使途運用指針「3運用の基本指針」）

ア 政務活動費支出の原則

- (ア) 政務活動が目的であること。
- (イ) 政務活動の必要性があること。
- (ウ) 政務活動に要した金額や態様等に妥当性があること。
- (エ) 適正な手続がなされていること。
- (オ) 支出についての説明ができるよう書類等が整備されていること。

イ 実費弁償の原則

政務活動は、会派又は議員の自発的な意思に基づき行われるものであり、政務活動費は、「社会通念上妥当な範囲のものであること」を前提に、原則として政務活動に要した費用の実費に充当する。

ウ 按分支出の原則

議員の活動は、議会活動、選挙活動、政党政治活動、後援会活動等と多様であり、

各々の活動を明確に区分することは困難である。そのため、活動に要した費用の全額に政務活動費を充当することが明らかに不適切であると認められる場合は、活動の実態に応じて費用を按分することになる。

したがって、全ての活動のうち政務活動に要した時間や事務所における占有面積の割合等に応じて費用を按分する必要がある。（対外的に明確に説明できることが必要である。）

エ 説明責任

政務活動費を支出したときは、交付条例により、会派及び交付対象議員には、議長に対し収支報告書を提出し、また市長に対して実績報告書を提出することが義務付けられている。

政務活動には、会派全体で行う活動のほか、複数の議員及び議員個人による活動があるが、いずれの場合でも、会派及び交付対象議員は、政務活動費の使途に関して、透明性を確保する必要がある。交付条例施行規則においても、会計帳簿及び領収書等は収支報告書等を提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存することが義務付けられており、これを整備保存し、市民に対する説明責任を果たさなければならない。

なお、更なる透明性の向上を目的として、令和元年度（改選後）交付分より領収書等の写しをインターネットにおいて公開する。

(5) 共通事項（使途運用指針「4 共通事項」）

共通事項として、次の6項目について定めている。

- ・「領収書等について」
- ・「交通費等旅費について」
- ・「備品の取扱いについて」
- ・「年度をまたぐ支払いについて」
- ・「長期前払費用について」
- ・「親族への支払いについて」

(6) 使途に関する指針（使途運用指針「5 使途に関する指針」）

ここでは、具体的な使途項目の内容、主な計上例及び考え方を記載し、共通事項を参照のうえ、実際の計上に当たっての参考とするよう明記されている。

本件政務活動費に関する部分については、次のとおりとなっている。（一部抜粋）

ア 人件費

内 容	政務活動を補助する職員の雇用に必要な経費
主 な 計上例	給料、賃金、交通費、各種手当、社会保険料、人材派遣委託料、社会保険労務士・税理士等に係る費用
考え方・ 取扱い	① 補助職員に係る交通費については、「共通事項」を参照すること。 ② 補助職員を雇用する場合は、雇用条件がわかる雇用契約書（参考様式8号等）、補助職員の氏名等が記載された雇用台帳（参考

	<p>様式7号等)、及び給与台帳(源泉徴収簿又は賃金台帳)並びに勤務実態が分かる書類(出勤簿等)を作成し、保存する。</p> <p>③ 配偶者や扶養親族等、生計を一にする親族又は3親等内の血族及び2親等内の姻族を補助職員として雇用することはできない。</p> <p>④ 補助職員が政務活動の補助以外の業務(政党活動、後援会活動等の事務)を兼務している場合には、政務活動に要した時間の実数で計上し、按分はしない。</p> <p>⑤ 視察研修時の介助同行費用は政務活動費で計上することができる。</p> <p>⑥ 政務活動員とは会派及び会派に所属する議員の政務活動のみを補助する補助職員である。補助職員がその勤務時間内において政務活動の補助以外の業務(政党活動、後援会活動等の事務)を兼務している場合には政務活動員として届け出ることができない。</p> <p>なお、政務活動員については、政務活動員届出書を議長に提出し、政務活動員証の交付を受けることとする。</p> <p>※ 政務活動員として届出ができるのは、議員数10名までは2名までとし、以後、議員が5名増えるごとに1名増員できる。</p> <p>※ 政務活動員に係る経費については、按分することなく計上することができる。</p> <p><備考></p> <p>法令の定めのあるものについては、法令を遵守する。</p> <p>(行政機関)</p> <p>雇用保険…ハローワーク</p> <p>労災保険…労働基準監督署</p> <p>最低賃金…労働基準監督署</p> <p>源泉徴収…税務署</p> <p>個人情報の保護…個人情報保護委員会</p>
--	---

2 請求人の陳述

請求人の陳述の要旨は、次のとおりである。

なお、本請求に係る内容以外は除外した。

さいたま市議会において、業務委託等により公認会計士などに事前に見てもらっているようだが、公認会計士は適切に仕事をしているのだろうか。職員も一応は見ているようだが、公認会計士という専門的立場で見ているながら、なぜ気が付かないのか非常に疑問に思う。

3 関係職員の陳述

関係職員の陳述の要旨は、次のとおりである。

なお、本請求に係る内容以外は除外した。

今回提出された住民監査請求は、令和5年度分の政務活動費に関するものであるため、使途運用指針については、最新版の令和5年度改訂版ではなく、令和元年度改訂版に準拠する必要があることを申し添える。

政務活動費の支出については、交付条例第10条には、「市の事務及び地方行財政に関する調査研究、国、他の団体等に対して行う要請、陳情等のための活動その他の市民福祉の向上と市の発展のために行う活動に必要な経費で、別表に定めるものに充てなければならない。」とあり、交付条例第11条第2項には「政務活動費の交付を受けた交付対象議員は、政務活動費の経理を適正に行わなければならない。」とある。

このように政務活動費は会派及び議員の調査研究その他の活動に資するために必要な経費であることを要し、個々の経費の支出は、使途運用指針に準拠する必要がある。しかしながら、その活動は多岐多様にわたり、支出の対象となった活動に調査研究その他の活動の実態があり、市政との関連性等の合理性を欠くことが明らかである場合以外は、政務活動か否かの判断は、会派及び議員に委ねられることによって、会派及び議員の自律的判断が尊重されるべきものと考えらる。

本市議会では、これまで継続的に議会改革に取り組んできた経緯があり、政務活動費についても、収支報告書には、すべての領収書等の写しを添付することとし、さらに閲覧規程を制定、また、その使途をより明確にするため、使途運用指針を作成し、その後も必要に応じて改訂をしている。

加えて、使途運用指針に適合しているかなど、支出内容を調査するために議会局で契約した調査機関による調査を導入するほか、令和元年5月分以降の領収書等の写しをインターネットで公開するなど、使途の一層の透明性と適正な支出を図ってきたところであるが、引続き、これまで以上に政務活動費の使途の適正化と透明性の確保に努めていく。

請求人の主張に対する意見を申し上げる。

議会局及び調査機関では領収書等の確認時に関係書類により使途運用指針に基づき支出されていることを確認しており、交付条例第16条第1項の規定において閲覧に供されるものは、交付条例第12条第1項に基づき議長に提出された収支報告書と、当該支出に係る領収書その他の当該支出の事実を証する書類の写しとなっている。

請求人の主張する事項に関しては、政務活動費の返還請求の必要の有無を判断するため、交付条例第12条第5項に規定される議長の調査権に基づき、対象会派及び対象議員に対し、当該政務活動費の使用の状況について調査を行ったので、その結果を含めて意見を申し上げる。

請求人が使途運用指針に違反していると主張する、使途運用指針(4)人件費の備考部分の記載は、政務活動費の計上の有無にかかわらず、人件費において考慮すべき手続きを参考に記載したものである。また、使途運用指針は、人件費に係る経費の全てを政務活動費で計上しなければならないと規定されているものではない。

これらのことから、労働保険料や源泉徴収税額を政務活動費で支出していないことが、使途運用指針に違反しているとは考えていない。なお、使途運用指針（４）人件費の考え方・取扱い②に基づく、雇用契約書、雇用台帳、給与台帳、勤務実態が分かる書類を議会局において、改めて確認をした。

また、源泉徴収税額が発生している場合は、納税に係る書類を確認しており、政務活動費にて労働保険料を支出していない旨の措置請求があった議員については、労働保険料の納付に係る書類も改めて確認したところである。

最後に、陳述の冒頭で申し上げたとおり、議会局及び調査機関では領収書等の提出を受けた際に、関係書類により使途運用指針に基づき支出されていることを確認しているが、今回の請求に係る部分については、議会局において、使途運用指針に基づき支出がなされていることを改めて確認しているところである。

第５ 監査委員の判断

以上のような事実確認に基づき、監査委員は、次のように判断した。

本請求は、市長が令和５年度にX議員に交付した政務活動費のうち、人件費として計上された109万1,016円は、使途運用指針に違反して支出されたものであるとして、109万1,016円をさいたま市に返還するよう、市長はX議員に要求することを、監査委員が勧告することを求めた事案である。

そのような措置を求める理由として、請求人は次のとおり主張している。

X議員が令和５年度上半期と下半期に人件費として、労働保険料及び源泉所得税を支出していないことは、所得税法第204条と使途運用指針の違反であると主張している。

政務活動費については、法第100条第14項、第15項及び第16項に規定されており、同条第14項に「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。」とあることから、市は、交付条例及び交付条例施行規則を制定し、これらの法令を根拠に、政務活動費の交付に係る支出事務を執行している。

さらに、さいたま市議会は、政務活動費の適正な支出と使途の透明性を確保するため、使途運用指針を作成しており、ここに「運用の基本指針」や「使途に関する指針」等が示されているところである。

政務調査費においては、「政務調査費の支出に使途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかになるような場合を除き、監査委員を含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその使途制限適合性を審査することを予定していないと解される」（最高裁平成21年12月17日第一小法廷判決）、「議員の調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要かどうかについては議員の合理的

判断に委ねられる部分がある」（最高裁平成22年3月23日第三小法廷判決）とされ、これらの判例は、政務活動費においても同様に該当すると解される。

このため、政務活動費の使途においては、会派及び議員の自主性、自律性が尊重されなければならないが、一方で政務活動費が市の公金であることから、使途における透明性の確保と説明責任が求められるといえる。

以上のことから、監査では政務活動費の支出について、議員の自主性、自律性を尊重した上で、交付条例、交付条例施行規則及び使途運用指針に基づき、本請求に係る各支出が政務活動費の使途として適正なものであるかどうかを判断することとした。

X議員は労働保険料、源泉所得税を支出していないとの請求人の主張に対し、関係職員は、交付条例第12条第5項に規定される議長の調査権に基づく調査結果として、使途運用指針5使途に関する指針（4）人件費の考え方・取扱い②に基づく、雇用契約書、雇用台帳、給与台帳、勤務実態が分かる書類を議会局において、改めて確認し、源泉徴収税額が発生している場合は、納税に係る書類、労働保険料を支出していない場合は、労働保険料の納付に係る書類も改めて確認したとしている。

また、使途運用指針5使途に関する指針（4）人件費<備考>部分の記載は、政務活動費の計上の有無にかかわらず、人件費において考慮すべき手続きを参考に記載したものであり、人件費に係る経費の全てを政務活動費で計上しなければならないと規定されているものではないとしている。

一般的な国語辞典によれば、備考とは「参考のために付記すること。また、その事柄・記事。」との意味であり、本文に書くほどではないが、本文理解のために参考になることを書き添えたものであると理解できることから、使途運用指針における備考の位置付けは、政務活動費に限らず、人件費において考慮すべき手続事項を参考に記載したものであると解する。

補助職員を雇用する場合にあっては、労災保険、雇用保険その他の労働関係法令に基づく必要な手続き及び所得税法、その他の税関係法令に基づく必要な手続を行うことは当然のことであるものの、使途運用指針において、人件費に係る経費の全てを政務活動費で計上しなければならないと規定されていない。また、経費として計上されず、政務活動費として支出されていない労働保険料、源泉所得税については使途運用指針の対象ではないことに加え、備考の位置付けが、政務活動費に限らず人件費において考慮すべき手続事項を参考に記載したものであることから、当該手続は使途運用指針の要件とまでは認められない。

したがって、本件支出は、使途運用指針に違反しているとはいえないものと解する。

第6 結論

以上のことから総合的に判断した結果、監査委員は、次のとおり結論に至った。

令和5年度にX議員に交付された政務活動費のうち、人件費として計上された109万1,016円について、違法又は不当な支出とはいえず、その結果、市長がX議員に対する返還請求権の行使を怠っているとは認められない。請求人の主張は認めることができず、よって、本請求には理由がないものと判断する。

この監査結果を踏まえ、監査委員として意見を以下に述べる。

（意見）

さいたま市議会基本条例第30条第2項には、「会派及び議員は、効果的かつ効率的に政務活動費を活用するとともに、これに関する資料を公開し、その使途の公正性及び透明性を確保しなければならない。」とされている。

この公正性及び透明性の確保には、常に市民に対しての使途の説明責任を負うものであり、単に説明すればよいということではなく、あくまでも市民が理解でき、納得できる説明でなければならない。

本市の政務活動費については、制度制定の経緯等を踏まえ、交付条例や交付条例施行規則、さらには、使途運用指針の策定を行うなどして、その制度運用に努めてこられたところであるが、まだ改善の余地があるといえることから、議会局としては、市民から使途運用指針に違反しているとの疑念を抱かれないよう常に社会の変化に応じた改訂に取り組むべきである。

政務活動費の原資となるのは市民が納める税金であり、市議会議員各位におかれては、その使途について十分に熟考する必要性とそのチェックを行う議会局にあっては、慎重かつ丁寧な確認行為に努める必要があるものと解されることを改めて留意願いたい。

住民監査請求に係る監査結果

令和7年4月23日付け監査監第254号で受け付けたさいたま市職員措置請求書（以下「請求書」という。）について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第5項の規定により、監査を行ったので、その結果を次のとおり通知します。

なお、監査の実施に当たり、さいたま市議会議員のうちから選任された谷中信人監査委員と都築龍太監査委員については、法第199条の2の規定により除斥しました。

第1 請求の要旨

監査に当たり、請求人が提出した請求書及びその事実証明書から、請求人が主張する要旨を次のように解した。

令和5年度に●●●●議員（以下「X議員」という。）に交付された政務活動費のうち4,840円は、政務活動費の使途運用指針（以下「使途運用指針」という。）に違反して使用されたものです。そこで4,840円をさいたま市に返還するよう、清水勇人市長はX議員に要求することを、監査委員が勧告することを求めます。

- 1 X議員は、令和5年度上半期に「一般質問のデータ使用料」4,840円を、広報広聴活動費として政務活動費から支出した。（第1号証）
- 2 この支出は、6月6日に「チュウニチシンブンシャ様」になされており、株式会社 中日新聞社のことだと推察される。しかし、令和5年6月14日に6月定例会で行われたX議員の一般質問には、「さいたま市教育委員会のほうで出されているさいたま市立学校における働き方改革推進プラン（令和5年度版）や「文部科学省のほうで毎年発表されている公立学校教員採用選考試験の実施状況の取りまとめ」のデータを引用しているものの、中日新聞社のデータは使用されていない。（第2号証）
- 3 使途運用指針5使途に関する指針（3）広報広聴活動費では、主な計上例で「広報紙の印刷費、作成委託費、ホームページ作成・維持管理費、発送料、配付手数料、写真現像・焼付け代等（※）、広報広聴活動に伴う交通費、会場使用料、機材借上料、駐車場料金」としており、新聞社に対する一般質問のデータ使用料は例示されていない。（第3号証）
それに加え、そもそも、その一般質問でデータを使用した形跡が見受けられない。
- 4 したがって、広報広聴活動費にそもそも該当せず、また使用した形跡の見えない、X議員の「一般質問のデータ使用料」に関する支出は使途運用指針の違反であり、令和5年度にX議員が政務活動費から広報広聴活動費として支出した一般質問のデータ使用料4,840円をさいたま市に返還するよう勧告することを求めます。
- 5 令和5年度の政務活動費が精算されたのは令和6年5月22日であり、上記のとおり法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。併せて、請求人のよる意見陳述の機会を求めます。

別紙 事実証明書（第1号証～第3号証）は、省略

※ 請求書上、「写真現像・焼付代等」と表記されているが、「写真現像・焼付け代等」の誤りであると解した。

第2 請求の受理

本請求について、法第242条第1項及び第2項の要件審査を実施したところ、要件を具備しているものと認め、令和7年4月28日付けで本請求の受理を決定した。

第3 監査の実施

1 対象事項

請求人が提出した請求書及び事実証明書等から判断して、令和5年度にX議員に交付された政務活動費のうち、請求人が本請求において主張する、広報広聴活動費として計上された4,840円が違法又は不当な支出であるか、その結果、さいたま市長（以下「市長」という。）がX議員に対する返還請求権の行使を怠っていると認められるかを監査対象とした。

2 対象所管

議会局総務部秘書総務課

3 監査方法

次の方法により監査を行った。

(1) 法第242条第7項の規定により、令和7年5月22日に請求人の陳述を聴取した。請求人5名のうち、2名が出席し陳述した。追加の証拠の提出はなかった。

同日、「2 対象所管」の関係職員の陳述を聴取した。なお、法第242条第8項の規定により、関係職員の陳述の際に請求人は立ち会った。

なお、令和7年4月23日付けで受け付け、令和7年4月28日付けで受理を決定した監査監第246号から265号まで、監査監第267号から268号までの同一請求人からの住民監査請求について、一括して行った。

(2) 「第4 事実」に掲げる事項等について、事実関係の調査を実施した。

第4 事実

調査の結果、以下の事実が認められた。

1 使途運用指針における政務活動費の概要

政務活動費は、法第100条第14項、第15項及び第16項の規定に基づき、さいたま市議会議員の調査研究その他の活動（以下「政務活動」という。）に資するため必要な経費の一部として交付されるもので、法、さいたま市議会政務活動費の交付に関する条例（平成25年さいたま市条例第1号。以下「交付条例」という。）及びさいたま市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則（平成25年さいたま市規則第6号。以下「交付条例施行規則」という。）が根拠となっている。

さいたま市議会では、交付条例及び交付条例施行規則に基づき、使途運用指針を定めており、令和元年度改訂版においては、その主な概要は以下のとおりである。

(1) 交付対象（交付条例第2条）

ア 会派

2人以上の議員で構成される会派で、会派結成の届出が受理されたもの

イ 議員

月額として14万円の額を選択した会派に所属する議員及びいずれの会派にも所属しない議員（以下「交付対象議員」という。）

(2) 交付額（交付条例第4条及び第5条）

ア 会派

月額34万円又は月額14万円のうちから会派が選択した額×会派所属議員数

イ 交付対象議員

月額20万円

(3) 請求方法（交付条例第8条）

会派の代表者及び交付対象議員は、各半期の最初の月の7日までに、市長に対し当該半期分の政務活動費の交付を請求する。

(4) 運用の基本指針（使途運用指針「3運用の基本指針」）

ア 政務活動費支出の原則

- (ア) 政務活動が目的であること。
- (イ) 政務活動の必要性があること。
- (ウ) 政務活動に要した金額や態様等に妥当性があること。
- (エ) 適正な手続がなされていること。
- (オ) 支出についての説明ができるよう書類等が整備されていること。

イ 実費弁償の原則

政務活動は、会派又は議員の自発的な意思に基づき行われるものであり、政務活動費は、「社会通念上妥当な範囲のものであること」を前提に、原則として政務活動に要した費用の実費に充当する。

ウ 按分支出の原則

議員の活動は、議会活動、選挙活動、政党政治活動、後援会活動等と多様であり、各々の活動を明確に区分することは困難である。そのため、活動に要した費用の全額に政務活動費を充当することが明らかに不適切であると認められる場合は、活動の実態に応じて費用を按分することになる。

したがって、全ての活動のうち政務活動に要した時間や事務所における占有面積の割合等に応じて費用を按分する必要がある。（対外的に明確に説明できることが必要である。）

エ 説明責任

政務活動費を支出したときは、交付条例により、会派及び交付対象議員には、議長に対し収支報告書を提出し、また市長に対して実績報告書を提出することが義務付けられている。

政務活動には、会派全体で行う活動のほか、複数の議員及び議員個人による活動があるが、

いずれの場合でも、会派及び交付対象議員は、政務活動費の使途に関して、透明性を確保する必要がある。交付条例施行規則においても、会計帳簿及び領収書等は収支報告書等を提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存することが義務付けられており、これを整備保存し、市民に対する説明責任を果たさなければならない。

なお、更なる透明性の向上を目的として、令和元年度（改選後）交付分より領収書等の写しをインターネットにおいて公開する。

(5) 共通事項（使途運用指針「4 共通事項」）

共通事項として、次の6項目について定めている。

- ・「領収書等について」
- ・「交通費等旅費について」
- ・「備品の取扱いについて」
- ・「年度をまたぐ支払いについて」
- ・「長期前払費用について」
- ・「親族への支払いについて」

このうち、「領収書等について」は、次のとおりとなっている。

ア 領収書等について

- (ア) 領収書等は、交付条例施行規則第3条第2項の規定により収支報告書及び領収書等を提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存する必要がある。
- (イ) 領収書等は、「領収書等貼付用紙」（参考様式第1号）に貼付し保管する。
- (ウ) 領収書等を貼付した「領収書等貼付用紙」を集計し、それをもとに「集計表」（参考様式第2号）及び「支出明細書」（参考様式第3号）を作成する。（「支出明細書」は、領収書ナンバーごとに1件ずつ記載する。）
- (エ) 政務活動費を計上した場合の単位としての「1件」とは、支払った相手方からの領収書等の枚数を基本とする。したがって、原則として「領収書等貼付用紙」1枚につき領収書等を1件ずつ貼付する。
- (オ) 領収書等の宛名は、議員交付の場合には、「議員氏名（〇〇〇〇）」又は「会派名及び議員氏名（〇〇〇〇さいたま市議（会議員）団 〇〇〇〇（議員氏名）」とする。
会派交付の場合には、「会派名（〇〇〇〇さいたま市議（会議員）団）」又は「会派名及び議員氏名（〇〇〇〇さいたま市議（会議員）団 〇〇〇〇（議員氏名）」とする。
- (カ) 領収書には、宛名、日付、品名及び内訳等（単価、個数等）を明記してもらおう。領収書の形式が不十分である場合、成果物や購入した物が分かるものを保管しておく。
※「お品代」「会議費」「書籍代」「印刷代」等の記載では説明が不十分であることから、取引内容が明確に説明できるように、宛名、日付、品名及び内訳等を「領収書等貼付用紙」余白や別紙に補記することが必要である。
- (キ) レシートは、日付、内訳（品名・個数等）などの必要事項が記載されていれば領収書と同様に扱うものとする。なお、レシートに宛名が記載されていない場合、「領収書等貼付用紙」に宛名を記載することが必要である。

※感熱紙のレシートは、時間が経つと印字が消えてしまう場合があるため、コピーをし

て原本とともに保管しておくことが必要である。

(ク) 領収書が発行されない場合や電子マネーによる支出等、領収書が存在しないものの、支出を証明する資料が存在し、かつ合理的な理由がある場合等については、「政務活動費支払証明書」（参考様式第5号）に支出の内容を記載することで領収書に代えることができる。

(ケ) ATM（現金自動預け払い機）を利用し、振込みによる支払いを行った場合や銀行取引での支払いは、振込明細書や通帳の写しを領収書に代わるものとして貼付する。

(コ) 費用を按分する場合は、按分表等により按分割合を算出する。

また、各使途項目における按分割合は、「領収書等貼付用紙」の按分率に記載する。

(サ) ポイント還元サービスで付与されたポイントについては、原則として利用が認められない。（家電量販店等、ポイント現金還元サービスを行っている店で購入した物品を政務活動費で計上する場合、購入時にはポイントカードや会員カード等は利用せず、現金で支払うこととする。）

支払時にやむを得ずポイントが付与された場合は、その金額を値引き分として現金換算し計上金額から現金換算ポイント分を差し引かなければならない。また、保有する現金ポイントで支払う又は他の支払い手段と併用して支払った場合には、その支出を政務活動費として計上することはできない。

(6) 使途に関する指針（使途運用指針「5 使途に関する指針」）

ここでは、具体的な使途項目の内容、主な計上例及び考え方を記載し、共通事項を参照のうえ、実際の計上に当たっての参考とするよう明記されている。

本件政務活動費に関する部分については、次のとおりとなっている。（一部抜粋）

ア 広報広聴活動費

内 容	議会活動、市政に関する政策、調査研究、要請陳情活動等を市民に周知する広報活動並びに市民からの要望、意見等を聴取するための広聴活動に要する経費
主 な 計上例	広報紙の印刷費、作成委託費、ホームページ作成・維持管理費、送料、配付手数料、写真現像・焼付け代等、広報広聴活動に伴う交通費、会場使用料、機材借上料、駐車場料金
考え方・ 取扱い	<p>① 広報広聴活動に係る交通費については、「共通事項」を参照すること。</p> <p>② 広報紙には、発行元としてさいたま市議会名、会派名又は議員名及び連絡先を記載する。</p> <p>③ 広報紙の作成やホームページの運営が、会派及び議員の政務活動（議会活動及び市の政策等を市民に報告する場合や市民の意見を議会活動に反映することを含む）を目的としている場合には、作成や維持管理等に係る経費を政務活動費で計上することができる。</p> <p>なお、後援会活動及び政党活動等の記述や議員の経歴など議員</p>

個人に関する記述がある場合には、合計した掲載面積の割合等で按分する必要がある。（明確に区分できない場合も按分する必要がある。）

- ④ 広報紙の掲載内容に会派の活動に関する記述と議員個人の活動に関する記述が混在する場合は、掲載面積の割合等で按分し、会派の活動に関する掲載費用は会派交付分から、また、議員個人の活動に関する掲載費用は議員交付分から計上する。ただし全額会派交付となっている場合は、この限りでない。

なお、広報紙の掲載内容に国会議員や他の地方自治体議員に関する記事が掲載されている場合は、その議員のアピールと誤解を招くおそれがあるため、按分の判断は慎重に行う。

*平成24年3月27日和歌山地裁の判決より

和歌山市議会の会派及び議員が行う議会活動や政策等の広報活動に要する費用を和歌山県から交付される政務調査費の広報費から支出することは出来ないと解される。

- ⑤ 広報紙やホームページには、「他会派(議員)の一般質問の内容」及び「定例会の議案」等の記述を掲載することができる。ただし、誹謗中傷等の内容については、政務活動費から計上できない。

- ⑥ 政党の宣伝活動に供するポスター、パンフレット等や、後援会の広報紙、ビラ等の作成、印刷及び発送などに要する費用は、計上できない。

- ⑦ 郵便を利用する場合には、原則として、料金別納郵便又は料金後納郵便を利用することとし、「領収書等貼付用紙」（参考様式1号）の余白又は別紙に用途を記載する。また、やむを得ず切手やはがきを購入する場合には、必要枚数のみを購入するものとし、「領収書等貼付用紙」（参考様式1号）の余白又は別紙に用途を記載したうえで、「切手等整理簿」（参考様式10号）を作成する。

*参考

切手等には換金性があり、大量に購入し保有する行為が資金を留保しているとの見方をされるおそれがある。また、政務活動費の支出における「実費弁償の原則」の観点からも、このような行為は不適切であると考えられる。

- ⑧ 名刺印刷・作成代は、政務活動費から計上できない。（交際費的な経費との区分が困難なため）

- ⑨ 広報紙の発行、発送料等の領収書には、ただし書欄に発行物若しくは発送したものの名称と作成部数を記入してもらう。ただし

	<p>書が不十分である場合、「領収書等貼付用紙」（参考様式1号）の余白又は別紙に名称や作成部数を記載し、請求書や納品書など何を作成したのか内容が分かるものを保管しておく。なお、成果物も保管しておく。</p> <p>⑩ 広報広聴活動に係る交通費については、行き先、目的等を「領収書等貼付用紙」（参考様式第1号）の余白又は別紙に記載すること。</p> <p>⑪ 一般の業者が発行したフリーペーパー等に掲載した記事が、会派及び議員の政務活動（議会活動及び市の政策等を市民に報告する場合や市民の意見を議会活動に反映することを含む）を目的としている場合には、その掲載費用は政務活動費で計上することができる。</p> <p><参考> 平成29年に個人情報保護法が改正されました。名簿などの個人情報を取り扱う場合、その保有・利用・提供は法令を遵守する必要があります。</p>
--	--

2 請求人の陳述

請求人の陳述の要旨は、次のとおりである。

なお、本請求に係る内容以外は除外した。

さいたま市議会において、業務委託等により公認会計士などに事前に見てもらっているようだが、公認会計士は適切に仕事をしているのだろうか。職員も一応は見ているようだが、公認会計士という専門的立場で見えていながら、なぜ気が付かないのか非常に疑問に思う。

3 関係職員の陳述

関係職員の陳述の要旨は、次のとおりである。

なお、本請求に係る内容以外は除外した。

今回提出された住民監査請求は、令和5年度分の政務活動費に関するものであるため、使途運用指針については、最新版の令和5年度改訂版ではなく、令和元年度改訂版に準拠する必要があることを申し添える。

政務活動費の支出については、交付条例第10条には、「市の事務及び地方行財政に関する調査研究、国、他の団体等に対して行う要請、陳情等のための活動その他の市民福祉の向上と市の発展のために行う活動に必要な経費で、別表に定めるものに充てなければならない。」とあり、交付条例第11条第2項には「政務活動費の交付を受けた交付対象議員は、政務活動費の経理を適正に行わなければならない。」とある。

このように政務活動費は会派及び議員の調査研究その他の活動に資するために必要な経費であることを要し、個々の経費の支出は、使途運用指針に準拠する必要がある。しかしながら、その活動は多岐多様にわたり、支出の対象となった活動に調査研究その他の活動の実態があり、市政との関連性等の合理性を欠くことが明らかである場合以外は、政務活動か否かの判断は、会派及び議員に委ねられることによって、会派及び議員の自律的判断が尊重されるべきものとする。

本市議会では、これまで継続的に議会改革に取り組んできた経緯があり、政務活動費についても、収支報告書には、すべての領収書等の写しを添付することとし、さらに閲覧規程を制定、また、その使途をより明確にするため、使途運用指針を作成し、その後も必要に応じて改訂をしている。

加えて、使途運用指針に適合しているかなど、支出内容を調査するために議会局で契約した調査機関による調査を導入するほか、令和元年5月分以降の領収書等の写しをインターネットで公開するなど、使途の一層の透明性と適正な支出を図ってきたところであるが、引続き、これまで以上に政務活動費の使途の適正化と透明性の確保に努めていく。

請求人の主張に対する意見を申し上げる。

議会局及び調査機関では領収書等の確認時に関係書類により使途運用指針に基づき支出されていることを確認しており、交付条例第16条第1項の規定において閲覧に供されるものは、交付条例第12条第1項に基づき議長に提出された収支報告書と、当該支出に係る領収書その他の当該支出の事実を証する書類の写しとなっている。

請求人の主張する事項に関しては、政務活動費の返還請求の必要の有無を判断するため、交付条例第12条第5項に規定される議長の調査権に基づき、対象会派及び対象議員に対し、当該政務活動費の使用の状況について調査を行ったので、その結果を含めて意見を申し上げる。

広報広聴活動費に係る支出については、議員から「令和5年度上半期に「一般質問のデータ使用料」4,840円を、広報広聴活動費として政務活動費から支出したことは事実である」との回答を受けている。

また、「令和5年6月定例会の「教員の処遇改善」についての一般質問に係る調査研究のために購入した新聞データの使用料であり、広報広聴活動費での計上とした理由は、新聞データにより、教員の処遇改善に係る市民・国民の意見・考え方を聴取するためのものであったため。」との回答を受けている。

なお、議員への調査において、購入した新聞データの内容が、一般質問を行った「教員の処遇改善」に係るものであることを議会局が改めて確認している。

続いて、請求人の「使途運用指針5使途に関する指針(3) 広報広聴活動費における主な計上例には、新聞社に対する一般質問のデータ使用料が例示されていない、また、一般質問でデータを使用した形跡が見受けられないため、使途運用指針に違反する」との主張については、使途運用指針5使途に関する指針の記載は、計上に当たっての参考として、具体的な使途項目の内容、主な計上例及び考え方を記載したものに過ぎないところである。

これらのことから、本件が使途運用指針に違反しているとは考えていない。

最後に、陳述の冒頭で申し上げたとおり、議会局及び調査機関では領収書等の提出を受けた際に、関係書類により使途運用指針に基づき支出されていることを確認しているが、今回の請求に係る部分については、議会局において、使途運用指針に基づき支出がなされていることを改めて確認しているところである。

第5 監査委員の判断

以上のような事実確認に基づき、監査委員は、次のように判断した。

本請求は、市長が令和5年度にX議員に交付した政務活動費のうち、広報広聴活動費として計上された4,840円は、使途運用指針に違反して支出されたものであるとして、4,840円をさいたま市に返還するよう、市長はX議員に要求することを、監査委員が勧告することを求めた事案である。

そのような措置を求める理由として、請求人は次のとおり主張している。

X議員が令和5年度上半期に広報広聴活動費として「一般質問のデータ使用料」を支出しているが、この支出は、6月6日に「チュウニチシンブンシャ様」になされており、株式会社 中日新聞社のことだと推測される。しかし、令和5年6月14日に6月定例会で行われたX議員の一般質問には、「さいたま市教育委員会のほうで出されているさいたま市立学校における働き方改革推進プラン（令和5年度版）や「文部科学省のほうで毎年発表されている公立学校教員採用選考試験の実施状況の取りまとめ」のデータを引用しているものの、中日新聞社のデータは使用されていない。

なお、使途運用指針5使途に関する指針（3）広報広聴活動費では、主な計上例で「広報紙の印刷費、作成委託費、ホームページ作成・維持管理費、送料、配付手数料、写真現像・焼付け代等、広報広聴活動に伴う交通費、会場使用料、機材借上料、駐車場料金」としており、新聞社に対する一般質問のデータ使用料は例示されていないことに加え、そもそも、その一般質問でデータを使用した形跡が見受けられない。

よって、広報広聴活動費にそもそも該当せず、また使用した形跡の見えない、X議員の「一般質問のデータ使用料」に関する支出は使途運用指針の違反であると主張している。

政務活動費については、法第100条第14項、第15項及び第16項に規定されており、同条第14項に「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。」とあることから、市は、交付条例及び交付条例施行規則を制定し、これらの法令を根拠に、政務活動費の交付に係る支出事務を執行している。

さらに、さいたま市議会は、政務活動費の適正な支出と使途の透明性を確保するため、使途運用指針を作成しており、ここに「運用の基本指針」や「使途に関する指針」等が示されているところ

である。

政務調査費においては、「政務調査費の支出に用途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかにかがわれるような場合を除き、監査委員を含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその用途制限適合性を審査することを予定していないと解される」（最高裁平成21年12月17日第一小法廷判決）、「議員の調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要なかどうかについては議員の合理的判断に委ねられる部分がある」（最高裁平成22年3月23日第三小法廷判決）とされ、これらの判例は、政務活動費においても同様に該当すると解される。

このため、政務活動費の用途においては、会派及び議員の自主性、自律性が尊重されなければならないが、一方で政務活動費が市の公金であることから、用途における透明性の確保と説明責任が求められるといえる。

以上のことから、監査では政務活動費の支出について、議員の自主性、自律性を尊重した上で、交付条例、交付条例施行規則及び用途運用指針に基づき、本請求に係る各支出が政務活動費の用途として適正なものであるかどうかを判断することとした。

X議員が、新聞社から購入した一般質問のデータ使用料は、用途運用指針に例示されていないことに加え、一般質問でデータを使用した形跡が見受けられず、広報広聴活動費にそもそも該当していない、X議員の一般質問のデータ使用料に関する支出は用途運用指針の違反であるとの請求人の主張に対し、関係職員は、交付条例第12条第5項に規定される議長の調査権に基づく調査結果として、令和5年6月定例会の「教員の処遇改善」についての一般質問に係る調査研究のために購入した新聞データの使用料であり、広報広聴活動費での計上とした理由は、「新聞データにより、教員の処遇改善に係る市民・国民の意見・考え方を聴取するためのものであったため。」との回答を得ており、また、請求人の「用途運用指針5用途に関する指針（3）広報広聴活動費における主な計上例には、新聞社に対する一般質問のデータ使用料が例示されていないこと及び一般質問でデータを使用した形跡が見受けられないため、指針に違反する」との主張については、計上に当たっての参考として、具体的な用途項目の内容、主な計上例及び考え方を記載したものに過ぎないとしている。

本件の広報広聴活動費として支出した「一般質問のデータ使用料」については、上記関係職員からの陳述のとおり、令和5年6月定例会の「教員の処遇改善」についての一般質問に係る調査研究のために購入した新聞データの使用料であり、教員の処遇改善に係る市民・国民の意見・考え方を聴取するためのものであったことから、用途運用指針5用途に関する指針（3）広報広聴活動費の内容に記載されているとおり、市政に関する政策、調査研究である場合には、広報広聴活動費であると思料される。

また、一般質問のデータ使用料は、用途運用指針の広報広聴活動費に該当しないことについては、主な計上例は、あくまでも代表的な例を示しているものに過ぎず、掲載がないことをもって、用途運用指針に違反しているとまではいえない。

したがって、本件支出は、用途運用指針に違反しているとはいえないものと解する。

第6 結論

以上のことから総合的に判断した結果、監査委員は、次のとおり結論に至った。

令和5年度にX議員に交付された政務活動費のうち、広報広聴活動費として計上された4,840円について、違法又は不当な支出とはいえ、その結果、市長がX議員に対する返還請求権の行使を怠っているとは認められない。請求人の主張は認めることができず、よって、本請求には理由がないものと判断する。

この監査結果を踏まえ、監査委員として意見を以下に述べる。

(意見)

さいたま市議会基本条例第30条第2項には、「会派及び議員は、効果的かつ効率的に政務活動費を活用するとともに、これに関する資料を公開し、その用途の公正性及び透明性を確保しなければならない。」とされている。

この公正性及び透明性の確保には、常に市民に対しての用途の説明責任を負うものであり、単に説明すればよいということではなく、あくまでも市民が理解でき、納得できる説明でなければならない。

本市の政務活動費については、制度制定の経緯等を踏まえ、交付条例や交付条例施行規則、さらには、用途運用指針の策定を行うなどして、その制度運用に努めてこられたところであるが、まだ改善の余地があるといえることから、議会局としては、市民から用途運用指針に違反しているとの疑念を抱かれないよう常に社会の変化に応じた改訂に取り組むべきである。

政務活動費の原資となるのは市民が納める税金であり、市議会議員各位におかれては、その用途について十分に熟考する必要性とそのチェックを行う議会局にあつては、慎重かつ丁寧な確認行為に努める必要があるものと解されることを改めて留意願いたい。

住民監査請求に係る監査結果

令和7年4月23日付け監査監第255号で受け付けたさいたま市職員措置請求書（以下「請求書」という。）について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第5項の規定により、監査を行ったので、その結果を次のとおり通知します。

なお、監査の実施に当たり、さいたま市議会議員のうちから選任された谷中信人監査委員と都築龍太監査委員については、法第199条の2の規定により除斥しました。

第1 請求の要旨

監査に当たり、請求人が提出した請求書及びその事実証明書から、請求人が主張する要旨を次のように解した。

●●●●議員（以下「X議員」という。）が精算した令和5年度の政務活動費のうち67万7,448円は、政務活動費の使途運用指針（以下「使途運用指針」という。）に違反して使用されたものです。そこで67万7,448円をさいたま市に返還するよう、清水勇人市長はX議員に要求することを、監査委員が勧告することを求めます。

- 1（1）X議員は令和5年度上半期に給料30万円を人件費として政務活動費から支出した。（第1号証）
- （2）X議員は令和5年度下半期に給与36万円を人件費として政務活動費から支出した。（第2号証）
- （3）使途運用指針5使途に関する指針（4）人件費では、考え方・取扱いとして
<備考（※）>
法令の定めのあるものについては、法令を遵守する。
（行政機関）
雇用保険…ハローワーク
労災保険…労働基準監督署
最低賃金…労働基準監督署
源泉徴収…税務署
個人情報の保護…個人情報保護委員会
と記載されている。（第3号証）
- （4）X議員は、労働保険料を支出しているものの、源泉徴収は支出していない。
- （5）よって、X議員が令和5年度上半期と下半期に人件費として政務活動費から支出した給与計66万円は所得税法第204条と使途運用指針に違反した違法な支出であり、さいたま市に返還するよう勧告することを求めます。

- 2 (1) X議員は令和5年度上半期に1万48円を事務費として政務活動費から支出した。
(第4号証)
- (2) しかし、その領収書の記述にも、補記にも何の記載もなく、何を事務費として支出したか不明である。
- (3) 使途運用指針3運用の基本指針(4)説明責任には、「政務活動には、会派全体で行う活動のほか、複数の議員及び議員個人による活動がありますが、いずれの場合でも、会派及び交付対象議員は、政務活動費の使途に関して、透明性を確保する必要があります。」と定めている。(第5号証)
- (4) したがって、購入したものが、何か一切分からず、X議員のこの支出は使途運用指針の違反であり、令和5年度にX議員が政務活動費から事務費として支出した1万48円をさいたま市に返還するよう勧告することを求めます。
- 3 (1) X議員は令和5年度下半期に、埼玉新聞と産経新聞の購読料7,400円を(按分100%)、資料購入費として政務活動費から支出した。(第6号証)
- (2) 使途運用指針5使途に関する指針(6)資料購入費では「②自宅で購読している新聞等の購読料は計上できない。ただし、自宅を事務所としている場合の新聞購読料については、一般的に家庭でも1紙は購読していると考え、1紙分は自己負担とし、2紙目からは政務活動費を充てることができるが、購読できる部数は、必要最小限とする。」と規定されている。(第7号証)
- (3) このX議員の2紙の購読料は、事務所か自宅用か判然としないが、自宅用では、1紙を自己負担すべきであり、X議員が新聞2紙を政務活動費から支出しているのは使途運用指針の違反であり、令和5年度にX議員が政務活動費から資料購入費として支出した新聞購読料7,400円をさいたま市に返還するよう勧告することを求めます。
- 4 令和5年度の政務活動費が精算されたのは令和6年5月22日であり、上記のとおり法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。併せて、請求人による意見陳述の機会を求めます。

※ 請求書上、「参考」と表記されているが、「備考」の誤りであると解した。

別紙事実証明書(第1号証～第7号証)は、省略

第2 請求の受理

本請求について、法第242条第1項及び第2項の要件審査を実施したところ、要件を具備しているものと認め、令和7年4月28日付けで本請求の受理を決定した。

第3 監査の実施

1 対象事項

請求人が提出した請求書及び事実証明書等から判断して、令和5年度にX議員に交付

された政務活動費のうち、請求人が本請求において主張する、人件費 66 万円、事務費 1 万 4 8 円、資料購入費 7,400 円として計上された計 67 万 7,448 円が違法又は不当な支出であるか、その結果、さいたま市長（以下「市長」という。）が X 議員に対する返還請求権の行使を怠っていると認められるかを監査対象とした。

2 対象所管

議会局総務部秘書総務課

3 監査方法

次の方法により監査を行った。

(1) 法第 242 条第 7 項の規定により、令和 7 年 5 月 22 日に請求人の陳述を聴取した。請求人 5 名のうち、2 名が出席し陳述した。追加の証拠の提出はなかった。

同日、「2 対象所管」の関係職員の陳述を聴取した。なお、法第 242 条第 8 項の規定により、関係職員の陳述の際に請求人は立ち会った。

なお、令和 7 年 4 月 23 日付けで受け付け、令和 7 年 4 月 28 日付けで受理を決定した監査監第 246 号から 265 号まで、監査監第 267 号から 268 号までの同一請求人からの住民監査請求について、一括して行った。

(2) 「第 4 事実」に掲げる事項等について、事実関係の調査を実施した。

第 4 事実

調査の結果、以下の事実が認められた。

1 関係法令の内容

(1) 所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）

第 204 条 居住者に対し国内において次に掲げる報酬若しくは料金、契約金又は賞金の支払をする者は、その支払の際、その報酬若しくは料金、契約金又は賞金について所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月十日までに、これを国に納付しなければならない。

一 原稿、さし絵、作曲、レコード吹込み又はデザインの報酬、放送謝金、著作権（著作隣接権を含む。）又は工業所有権の使用料及び講演料並びにこれらに類するもので政令で定める報酬又は料金

二 弁護士（外国法事務弁護士を含む。）、司法書士、土地家屋調査士、公認会計士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、測量士、建築士、不動産鑑定士、技術士その他これらに類する者で政令で定めるものの業務に関する報酬又は料金

三 社会保険診療報酬支払基金法（昭和二十三年法律第百二十九号）の規定により支払われる診療報酬（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）第三十六条の九第二項（流行初期医療確保措置）の規定により都道府県知事から同項に規定する流行初期医療確保措置に係る事務を委託された同項に規定する支払基金から支払われる同条第一項に規定する流行初期医療の確保に要する費用を含む。）

四 職業野球の選手、職業拳けん闘家、競馬の騎手、モデル、外交員、集金人、電力量計の検針人その他これらに類する者で政令で定めるものの業務に関する

報酬又は料金

- 五 映画、演劇その他政令で定める芸能又はラジオ放送若しくはテレビジョン放送に係る出演若しくは演出（指揮、監督その他政令で定めるものを含む。）又は企画の報酬又は料金その他政令で定める芸能人の役務の提供を内容とする事業に係る当該役務の提供に関する報酬又は料金（これらのうち不特定多数の者から受けるものを除く。）
 - 六 キャバレー、ナイトクラブ、バーその他これらに類する施設でフロアにおいて客にダンスをさせ又は客に接待をして遊興若しくは飲食をさせるものにおいて客に侍してその接待をすることを業務とするホステスその他の者（以下この条において「ホステス等」という。）のその業務に関する報酬又は料金
 - 七 役務の提供を約することにより一時に取得する契約金で政令で定めるもの
 - 八 広告宣伝のための賞金又は馬主が受ける競馬の賞金で政令で定めるもの
- 2 前項の規定は、次に掲げるものについては、適用しない。
- 一 前項に規定する報酬若しくは料金、契約金又は賞金のうち、第二十八条第一項（給与所得）に規定する給与等（次号において「給与等」という。）又は第三十条第一項（退職所得）に規定する退職手当等に該当するもの
 - 二 前項第一号から第五号まで並びに第七号及び第八号に掲げる報酬若しくは料金、契約金又は賞金のうち、第百八十三条第一項（給与所得に係る源泉徴収義務）の規定により給与等につき所得税を徴収して納付すべき個人以外の個人から支払われるもの
 - 三 前項第六号に掲げる報酬又は料金のうち、同号に規定する施設の経営者（以下この条において「バー等の経営者」という。）以外の者から支払われるもの（バー等の経営者を通じて支払われるものを除く。）
- 3 第一項第六号に掲げる報酬又は料金のうちに、客からバー等の経営者を通じてホステス等に支払われるものがある場合には、当該報酬又は料金については、当該バー等の経営者を当該報酬又は料金に係る同項に規定する支払をする者とみなし、当該報酬又は料金をホステス等に交付した時にその支払があつたものとみなして、同項の規定を適用する。

2 使途運用指針における政務活動費の概要

政務活動費は、法第100条第14項、第15項及び第16項の規定に基づき、さいたま市議会議員の調査研究その他の活動（以下「政務活動」という。）に資するため必要な経費の一部として交付されるもので、法、さいたま市議会政務活動費の交付に関する条例（平成25年さいたま市条例第1号。以下「交付条例」という。）及びさいたま市議会政務活動費の交付に関する条例施行規則（平成25年さいたま市規則第6号。以下「交付条例施行規則」という。）が根拠となっている。

さいたま市議会では、交付条例及び交付条例施行規則に基づき、使途運用指針を定めており、令和元年度改訂版においては、その主な概要は以下のとおりである。

(1) 交付対象（交付条例第2条）

ア 会派

2人以上の議員で構成される会派で、会派結成の届出が受理されたもの

イ 議員

月額として14万円の額を選択した会派に所属する議員及びいずれの会派にも所属しない議員（以下「交付対象議員」という。）

(2) 交付額（交付条例第4条及び第5条）

ア 会派

月額34万円又は月額14万円のうちから会派が選択した額×会派所属議員数

イ 交付対象議員

月額20万円

(3) 請求方法（交付条例第8条）

会派の代表者及び交付対象議員は、各半期の最初の月の7日までに、市長に対し当該半期分の政務活動費の交付を請求する。

(4) 運用の基本指針（使途運用指針「3運用の基本指針」）

ア 政務活動費支出の原則

- (ア) 政務活動が目的であること。
- (イ) 政務活動の必要性があること。
- (ウ) 政務活動に要した金額や態様等に妥当性があること。
- (エ) 適正な手続がなされていること。
- (オ) 支出についての説明ができるよう書類等が整備されていること。

イ 実費弁償の原則

政務活動は、会派又は議員の自発的な意思に基づき行われるものであり、政務活動費は、「社会通念上妥当な範囲のものであること」を前提に、原則として政務活動に要した費用の実費に充当する。

ウ 按分支出の原則

議員の活動は、議会活動、選挙活動、政党政治活動、後援会活動等と多様であり、各々の活動を明確に区分することは困難である。そのため、活動に要した費用の全額に政務活動費を充当することが明らかに不適切であると認められる場合は、活動の実態に応じて費用を按分することになる。

したがって、全ての活動のうち政務活動に要した時間や事務所における占有面積の割合等に応じて費用を按分する必要がある。（対外的に明確に説明できることが必要である。）

エ 説明責任

政務活動費を支出したときは、交付条例により、会派及び交付対象議員には、議長に対し収支報告書を提出し、また市長に対して実績報告書を提出することが義務付けられている。

政務活動には、会派全体で行う活動のほか、複数の議員及び議員個人による活動があるが、いずれの場合でも、会派及び交付対象議員は、政務活動費の使途に関して、透明性を確保する必要がある。交付条例施行規則においても、会計帳簿及び領収書等は収支報告書等を提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存することが義務付けられており、これを整備保存し、市民に対する説明

責任を果たさなければならない。

なお、更なる透明性の向上を目的として、令和元年度（改選後）交付分より領収書等の写しをインターネットにおいて公開する。

(5) 共通事項（使途運用指針「4 共通事項」）

共通事項として、次の6項目について定めている。

- ・「領収書等について」
- ・「交通費等旅費について」
- ・「備品の取扱いについて」
- ・「年度をまたぐ支払いについて」
- ・「長期前払費用について」
- ・「親族への支払いについて」

このうち、「領収書等について」は、次のとおりとなっている。

ア 領収書等について

(ア) 領収書等は、交付条例施行規則第3条第2項の規定により収支報告書及び領収書等を提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存する必要がある。

(イ) 領収書等は、「領収書等貼付用紙」（参考様式第1号）に貼付し保管する。

(ウ) 領収書等を貼付した「領収書等貼付用紙」を集計し、それをもとに「集計表」（参考様式第2号）及び「支出明細書」（参考様式第3号）を作成する。（「支出明細書」は、領収書ナンバーごとに1件ずつ記載する。）

(エ) 政務活動費を計上した場合の単位としての「1件」とは、支払った相手方からの領収書等の枚数を基本とする。したがって、原則として「領収書等貼付用紙」1枚につき領収書等を1件ずつ貼付する。

(オ) 領収書等の宛名は、議員交付の場合には、「議員氏名（〇〇〇〇）」又は「会派名及び議員氏名（〇〇〇〇さいたま市議（会議員）団 〇〇〇〇（議員氏名）」とする。

会派交付の場合には、「会派名（〇〇〇〇さいたま市議（会議員）団）」又は「会派名及び議員氏名（〇〇〇〇さいたま市議（会議員）団 〇〇〇〇（議員氏名）」とする。

(カ) 領収書には、宛名、日付、品名及び内訳等（単価、個数等）を明記してもらう。領収書の形式が不十分である場合、成果物や購入した物が分かるものを保管しておく。

※「お品代」「会議費」「書籍代」「印刷代」等の記載では説明が不十分であることから、取引内容が明確に説明できるように、宛名、日付、品名及び内訳等を「領収書等貼付用紙」余白や別紙に補記することが必要である。

(キ) レシートは、日付、内訳（品名・個数等）などの必要事項が記載されていれば領収書と同様に扱うものとする。なお、レシートに宛名が記載されていない場合、「領収書等貼付用紙」に宛名を記載することが必要である。

※感熱紙のレシートは、時間が経つと印字が消えてしまう場合があるため、コピーをして原本とともに保管しておくことが必要である。

(ク) 領収書が発行されない場合や電子マネーによる支出等、領収書が存在しないものの、支出を証明する資料が存在し、かつ合理的な理由がある場合等については、「政務活動費支払証明書」（参考様式第5号）に支出の内容を記載することで領収書に代えることができる。

(ケ) ATM（現金自動預け払い機）を利用し、振込みによる支払いを行った場合や銀行取引での支払いは、振込明細書や通帳の写しを領収書に代わるものとして貼付する。

(コ) 費用を按分する場合は、按分表等により按分割合を算出する。

また、各使途項目における按分割合は、「領収書等貼付用紙」の按分率に記載する。

(カ) ポイント還元サービスで付与されたポイントについては、原則として利用が認められない。（家電量販店等、ポイント現金還元サービスを行っている店で購入した物品を政務活動費で計上する場合、購入時にはポイントカードや会員カード等は利用せず、現金で支払うこととする。）

支払時にやむを得ずポイントが付与された場合は、その金額を値引き分として現金換算し計上金額から現金換算ポイント分を差し引かなければならない。また、保有する現金ポイントで支払う又は他の支払い手段と併用して支払った場合には、その支出を政務活動費として計上することはできない。

(6) 使途に関する指針（使途運用指針「5使途に関する指針」）

ここでは、具体的な使途項目の内容、主な計上例及び考え方を記載し、共通事項を参照のうえ、実際の計上に当たっての参考とするよう明記されている。

本件政務活動費に関する部分については、次のとおりとなっている。（一部抜粋）

ア 人件費

内 容	政務活動を補助する職員の雇用に要する経費
主 な 計上例	給料、賃金、交通費、各種手当、社会保険料、人材派遣委託料、社会保険労務士・税理士等に係る費用
考え方・ 取扱い	<p>① 補助職員に係る交通費については、「共通事項」を参照すること。</p> <p>② 補助職員を雇用する場合は、雇用条件がわかる雇用契約書（参考様式8号等）、補助職員の氏名等が記載された雇用台帳（参考様式7号等）、及び給与台帳（源泉徴収簿又は賃金台帳）並びに勤務実態が分かる書類（出勤簿等）を作成し、保存する。</p> <p>③ 配偶者や扶養親族等、生計を一にする親族又は3親等内の血族及び2親等内の姻族を補助職員として雇用することはできない。</p> <p>④ 補助職員が政務活動の補助以外の業務（政党活動、後援会活動等の事務）を兼務している場合には、政務活動に要した時間の実数で計上し、按分はしない。</p> <p>⑤ 視察研修時の介助同行費用は政務活動費で計上することができる。</p>

	<p>⑥ 政務活動員とは会派及び会派に所属する議員の政務活動のみを補助する補助職員である。補助職員がその勤務時間内において政務活動の補助以外の業務（政党活動、後援会活動等の事務）を兼務している場合には政務活動員として届け出ることができない。</p> <p>なお、政務活動員については、政務活動員届出書を議長に提出し、政務活動員証の交付を受けることとする。</p> <p>※ 政務活動員として届出ができるのは、議員数10名までは2名までとし、以後、議員が5名増えるごとに1名増員できる。</p> <p>※ 政務活動員に係る経費については、按分することなく計上することができる。</p> <p><備考> 法令の定めのあるものについては、法令を遵守する。 （行政機関） 雇用保険…ハローワーク 労災保険…労働基準監督署 最低賃金…労働基準監督署 源泉徴収…税務署 個人情報の保護…個人情報保護委員会</p>
--	---

イ 資料購入費

内 容	政務活動のために必要な資料（書籍、新聞、雑誌等）の購入及び購読に要する経費
主 な 計上例	書籍等購入費、CD・DVD等記録資料、法規類の追録等、新聞・雑誌等購読料等
考え方・ 取扱い	<p>① 購入できる資料は調査研究に関するものに限られる。 つまり、調査研究に関係のない書籍、週刊誌、雑誌、自己啓発目的の書籍等の購入費については、計上できない。 また、同一書籍を購入する場合は、必要最小限の部数とする。</p> <p>② 自宅で購読している新聞等の購読料は計上できない。 ただし、自宅を事務所としている場合の新聞購読料については、一般的に家庭でも1紙は購読していると考え、1紙分は自己負担とし、2紙目からは政務活動費を充てることができるが、購読できる部数は、必要最小限とする。</p> <p>③ 事務所用として新聞等を購読する場合には、購読料を計上することができるが、購読できる部数は、必要最小限とする。 ※スポーツ新聞等の購読料は、計上できない。</p> <p>④ 領収書には、購入した資料の内容（書籍名等）を記載してもらう。 なお、領収書の代わりにレシートを添付する場合でも、内容が分かるように資料名等を「領収書等貼付用紙」（参考様式1号）</p>

	<p>の余白又は別紙に記載する。</p> <p>また、書籍等を購入した際には、領収書と併せて「書籍等購入記録票」（参考様式第9号）を作成し保存する。</p> <p>⑤ 政党の発行する出版物は、調査研究のために必要がある場合に限って、必要最小限の部数を購入することができる。（*参考）</p> <p>*参考 政党の発行する新聞雑誌等の購読料について</p> <p>参考1（平成25年11月18日福岡地裁の判決より）会派等が自らの所属する政党の政党雑誌や政党新聞を購入する場合、そこから得られる情報が政務調査活動に役立つことがあるとしても、当該政党に所属しているからこそ購入するという意味合いが強いと考えられるので、他党のものも併せて購入し、比較検討しているなどの事情がない限り、社会通念上、政党活動と同視すべき活動に当たるといふべきである。</p> <p>参考2（平成26年11月27日奈良地裁の判決より）同紙は、法案等に関する国会の動きや、社会的課題に関する党の方針、関連団体の考え方などが記載されているから、議会における議員活動を行う上で影響を及ぼす事項についての情報を得るための資料として購入されているものと認められる。また、購入部数についても、会派に所属する各議員が一部ずつ利用するため、所属議員数分購入したとしても、これが適正を欠くとはいえない。</p>
--	---

ウ 事務費

内 容	政務活動のために必要な通信費、事務用消耗品及び備品の購入費等の経費
主 な 計上例	文具・OA 用紙等の事務用消耗品購入費、パソコンソフト購入費、切手等郵便料、電話・FAX 等通信費、プロバイダー料、物品修繕・保守点検代、写真現像・焼付代、コピー機等のリース料・維持管理費
考え方・ 取扱い	<p>① 事務費で購入する備品等の取扱いについては、「共通事項」を参照すること。</p> <p>② 事務所で使用する電話等の通話料、FAX 回線使用料、プロバイダー料、コピー機等の機器リース料等については事務費で計上することができる。</p> <p>なお、自宅の一部を事務所としている場合や、事務所を政務活動以外の目的（後援会事務所等の兼用）で使用している場合は、それぞれの使用割合により該当する経費を按分する。</p> <p>③ 茶菓代については、政務活動費で計上できない。</p> <p>④ 郵便を利用する場合には、原則として、料金別納郵便又は料金後納郵便を利用することとし、「領収書等貼付用紙」（参考様式1号）の余白に用途を記載する。</p>

	<p>また、やむを得ず切手やはがきを購入する場合には、必要枚数のみを購入するものとし、「領収書等貼付用紙」（参考様式1号）の余白に用途を記載したうえで、「切手等整理簿」（参考様式10号）を作成する。</p> <p>*参考</p> <p>切手等には換金性があり、大量に購入し保有する行為が資金を留保しているとの見方をされるおそれがある。また、政務活動費の支出における「実費弁償の原則」の観点からも、このような行為は不適切であると考えられる。</p>
--	---

2 請求人の陳述

請求人の陳述の要旨は、次のとおりである。
 なお、本請求に係る内容以外は除外した。

さいたま市議会において、業務委託等により公認会計士などに事前に見てもらっているようだが、公認会計士は適切に仕事をしているのだろうか。職員も一応は見ているようだが、公認会計士という専門的立場で見ているながら、なぜ気が付かないのか非常に疑問に思う。

3 関係職員の陳述

関係職員の陳述の要旨は、次のとおりである。
 なお、本請求に係る内容以外は除外した。

今回提出された住民監査請求は、令和5年度分の政務活動費に関するものであるため、使途運用指針については、最新版の令和5年度改訂版ではなく、令和元年度改訂版に準拠する必要があることを申し添える。

政務活動費の支出については、交付条例第10条には、「市の事務及び地方行財政に関する調査研究、国、他の団体等に対して行う要請、陳情等のための活動その他の市民福祉の向上と市の発展のために行う活動に必要な経費で、別表に定めるものに充てなければならない。」とあり、交付条例第11条第2項には「政務活動費の交付を受けた交付対象議員は、政務活動費の経理を適正に行わなければならない。」とある。

このように政務活動費は会派及び議員の調査研究その他の活動に資するために必要な経費であることを要し、個々の経費の支出は、使途運用指針に準拠する必要がある。しかしながら、その活動は多岐多様にわたり、支出の対象となった活動に調査研究その他の活動の実態があり、市政との関連性等の合理性を欠くことが明らかである場合以外は、政務活動か否かの判断は、会派及び議員に委ねられることによって、会派及び議員の自律的判断が尊重されるべきものとする。

本市議会では、これまで継続的に議会改革に取り組んできた経緯があり、政務活動費についても、収支報告書には、すべての領収書等の写しを添付することとし、さらに閲覧規程を制定、また、その使途をより明確にするため、使途運用指針を作成し、その後

も必要に応じて改訂をしている。

加えて、使途運用指針に適合しているかなど、支出内容を調査するために議会局で契約した調査機関による調査を導入するほか、令和元年5月分以降の領収書等の写しをインターネットで公開するなど、使途の一層の透明性と適正な支出を図ってきたところであるが、引続き、これまで以上に政務活動費の使途の適正化と透明性の確保に努めていく。

請求人の主張に対する意見を申し上げる。

議会局及び調査機関では領収書等の確認時に関係書類により使途運用指針に基づき支出されていることを確認しており、交付条例第16条第1項の規定において閲覧に供されるものは、交付条例第12条第1項に基づき議長に提出された収支報告書と、当該支出に係る領収書その他の当該支出の事実を証する書類の写しとなっている。

請求人の主張する事項に関しては、政務活動費の返還請求の必要の有無を判断するため、交付条例第12条第5項に規定される議長の調査権に基づき、対象会派及び対象議員に対し、当該政務活動費の使用の状況について調査を行ったので、その結果を含めて意見を申し上げる。

請求人が使途運用指針に違反していると主張する、使途運用指針(4)人件費の備考部分の記載は、政務活動費の計上の有無にかかわらず、人件費において考慮すべき手続きを参考に記載したものである。また、使途運用指針は、人件費に係る経費の全てを政務活動費で計上しなければならないと規定されているものではない。

これらのことから、源泉徴収税額を政務活動費で支出していないことが、使途運用指針に違反しているとは考えていない。なお、使途運用指針(4)人件費の考え方・取扱い②に基づく、雇用契約書、雇用台帳、給与台帳、勤務実態が分かる書類を議会局において、改めて確認をした。

また、源泉徴収税額が発生している場合は、納税に係る書類を改めて確認したところである。

続いて、事務費に係る支出については、議員から、「令和5年度上半期に1万48円を事務費として政務活動費から支出したことは事実である。また、使途運用指針4共通事項(1)領収書等についての⑥に基づき、必要な書類を保管している。」との回答を受けている。

請求人の「購入したものが、何か一切分からず、使途運用指針に違反している」との旨の主張については、議員への調査において、議会局が、請求書にて購入した事務費の品名及び内訳を改めて確認していること、議員からの回答のとおり、使途運用指針の規定に基づいた資料が保管されていることを改めて確認していることから、使途運用指針に違反しているとは考えていない。

続いて、資料購入費に係る支出については、議員から、「令和5年度下半期に、埼玉新聞と産経新聞の購読料を毎月計上していることは事実であり、請求人が指摘する11

月分については、他の月と同様、事務所用として購読している。」との回答を受けている。

請求人の「購読料について、事務所か自宅用か判然としないが、自宅用では、1紙を自己負担とすべきであり、新聞2紙を政務活動費から支出しているのは使途運用指針に違反する」との旨の主張については、本件は事務所用として購読しているものであるため、請求人の主張は当てはまらないものと考えている。

最後に、陳述の冒頭で申し上げたとおり、議会局及び調査機関では領収書等の提出を受けた際に、関係書類により使途運用指針に基づき支出されていることを確認しているが、今回の請求に係る部分については、議会局において、使途運用指針に基づき支出がなされていることを改めて確認しているところである。

第5 監査委員の判断

以上のような事実確認に基づき、監査委員は、次のように判断した。

本請求は、市長が令和5年度にX議員に交付した政務活動費のうち、人件費として計上された66万円、事務費として計上された1万48円及び資料購入費として計上された7,400円は、使途運用指針に違反して支出されたものであるとして、67万7,448円をさいたま市に返還するよう、市長はX議員に要求することを、監査委員が勧告することを求めた事案である。

そのような措置を求める理由として、請求人は次のとおり主張している。

X議員が令和5年度上半期と下半期に人件費として労働保険料は支出しているものの、源泉所得税を支出していないことは、所得税法第204条と使途運用指針の違反であると主張している。

また、事務費については、使途運用指針3運用の基本方針(4)説明責任には、「政務活動には、会派全体で行う活動のほか、複数の議員及び議員個人による活動がありますが、いずれの場合でも、会派及び交付対象職員は、政務活動費の使途に関して、透明性を確保する必要があります。」と定められているが、領収書、補記にも何の記載もなく、購入したものが、何か一切分からないことは、使途運用指針の違反であると主張している。

さらに、資料購入費については、使途運用指針5使途に関する指針(6)資料購入費では「②自宅で購読している新聞等の購読料は計上できない。ただし、自宅を事務所としている場合の新聞購読料については、一般的に家庭でも1紙は購読していると考え、1紙分は自己負担とし、2紙目からは政務活動費を充てることができるが、購読できる部数は、必要最小限とする。」と規定されており、2紙の購読料は、事務所か自宅用か判然としないが、自宅用では、1紙を自己負担とすべきであり、新聞2紙を政務活動費から支出しているのは、使途運用指針の違反であると主張している。

政務活動費については、法第100条第14項、第15項及び第16項に規定されており、同条第14項に「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、

政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。」とあることから、市は、交付条例及び交付条例施行規則を制定し、これらの法令を根拠に、政務活動費の交付に係る支出事務を執行している。

さらに、さいたま市議会は、政務活動費の適正な支出と使途の透明性を確保するため、使途運用指針を作成しており、ここに「運用の基本指針」や「使途に関する指針」等が示されているところである。

政務調査費においては、「政務調査費の支出に使途制限違反があることが収支報告書等の記載から明らかにうかがわれるような場合を除き、監査委員を含め区の執行機関が、実際に行われた政務調査活動の具体的な目的や内容等に立ち入ってその使途制限適合性を審査することを予定していないと解される」（最高裁平成21年12月17日第一小法廷判決）、「議員の調査研究活動は多岐にわたり、個々の経費の支出がこれに必要なかどうかについては議員の合理的判断に委ねられる部分がある」（最高裁平成22年3月23日第三小法廷判決）とされ、これらの判例は、政務活動費においても同様に該当すると解される。

このため、政務活動費の使途においては、会派及び議員の自主性、自律性が尊重されなければならないが、一方で政務活動費が市の公金であることから、使途における透明性の確保と説明責任が求められるといえる。

以上のことから、監査では政務活動費の支出について、議員の自主性、自律性を尊重した上で、交付条例、交付条例施行規則及び使途運用指針に基づき、本請求に係る各支出が政務活動費の使途として適正なものであるかどうかを判断することとした。

まず、X議員は源泉所得税を支出していないとの請求人の主張に対し、関係職員は、交付条例第12条第5項に規定される議長の調査権に基づく調査結果として、使途運用指針5使途に関する指針（4）人件費の考え方・取扱い②に基づく、雇用契約書、雇用台帳、給与台帳、勤務実態が分かる書類を議会局において、改めて確認し、源泉徴収税額が発生している場合は、納税に係る書類を確認しているとしている。

また、使途運用指針5使途に関する指針（4）人件費<備考>部分の記載は、政務活動費の計上の有無にかかわらず、人件費において考慮すべき手続きを参考に記載したものであり、人件費に係る経費の全てを政務活動費で計上しなければならないと規定されているものではないとしている。

一般的な国語辞典によれば、備考とは「参考のために付記すること。また、その事柄・記事。」との意味であり、本文に書くほどではないが、本文理解のために参考になることを書き添えたものであると理解できることから、使途運用指針における備考の位置付けは、政務活動費に限らず、人件費において考慮すべき事項を参考に記載したものであると解する。

補助職員を雇用する場合にあっては、所得税法、その他の税関係法令に基づく必要な手続を行うことは当然のことであるものの、使途運用指針において、人件費に係る経費の全てを政務活動費で計上しなければならないと規定されていない。また、経費として計上されず、政務活動費として支出されていない源泉所得税については使途運用指針の対象ではないことに加え、「備考」の位置付けが、政務活動費に限らず人件費において考慮すべき事項を参考に記載したものであることから、当該手続は使途運用指針の要件とまでは認められない。

したがって、本件支出は、使途運用指針に違反しているとはいえないものと解する。

次に、事務費について、領収書、補記にも何の記載もなく、購入したものが、何か一切分からない支出は、使途運用指針の違反であるとの請求人の主張に対し、関係職員は、交付条例第12条第5項に規定される議長の調査権に基づく調査結果として、X議員から「使途運用指針4共通事項(1)領収書等についての⑥に基づき、必要な書類を保管している。」との回答を得ており、また、議会局において、請求書にて購入した事務費の品名及び内訳を改めて確認している。

使途運用指針4共通事項(1)領収書等について、「⑥領収書には、宛名、日付、品名及び内訳等(単価、個数等)を明記してもらいます。領収書の形式が不十分である場合、成果物や購入した物が分かるものを保管しておきます。」と規定されており、本件については、領収書には購入した品名の記載がないものの、使途運用指針の規定に基づいた資料が保管されており、請求書にて購入した事務費の品名及び内訳を確認していることが認められる。

したがって、本件支出は、使途運用指針に違反しているとはいえないものと解する。

次に、資料購入費について、2紙の購読料は、事務所か自宅用か判然としないが、自宅用では、1紙を自己負担とすべきであり、新聞2紙を政務活動費から支出しているのは、使途運用指針の違反であるとの請求人の主張に対し、関係職員は、交付条例第12条第5項に規定される議長の調査権に基づく調査結果として、「X議員から請求人が指摘する11月分については、他の月と同様、事務所用として購読している」との回答を得ており、請求人の「購読料について、事務所か自宅用か判然としないが、自宅用では、1紙を自己負担とすべきであり、新聞2紙を政務活動費から支出しているのは指針に違反する」との旨の主張については、本件は事務所用として購読しているものであることを確認していることが認められる。

本件については、補記の記載もれがあるものの、事務所用として購読している新聞であることが認められ、事務所用として新聞等を購読する場合には、必要最小限の部数で購読料を計上することができることから、使途運用指針に違反しているとは認められない。

したがって、本件支出は、使途運用指針に違反しているとはいえないものと解する。

第6 結論

以上のことから総合的に判断した結果、監査委員は、次のとおり結論に至った。

令和5年度にX議員に交付された政務活動費のうち、人件費として計上された66万円、事務費として計上された1万48円及び資料購入費として計上された7,400円について、違法又は不当な支出とはいえず、その結果、市長がX議員に対する返還請求権の行使を怠っているとは認められない。請求人の主張は認めることができず、よって、本請求には理由がないものと判断する。

この監査結果を踏まえ、監査委員として意見を以下に述べる。

(意見)

さいたま市議会基本条例第30条第2項には、「会派及び議員は、効果的かつ効率的に政務活動費を活用するとともに、これに関係する資料を公開し、その使途の公正性及び透明性を確保しなければならない。」とされている。

この公正性及び透明性の確保には、常に市民に対しての使途の説明責任を負うものであり、単に説明すればよいということではなく、あくまでも市民が理解でき、納得できる説明でなければならない。

本市の政務活動費については、制度制定の経緯等を踏まえ、交付条例や交付条例施行規則、さらには、使途運用指針の策定を行うなどして、その制度運用に努めてこられたところであるが、まだ改善の余地があるといえることから、議会局としては、市民から使途運用指針に違反しているとの疑念を抱かれないよう常に社会の変化に応じた改訂に取り組むべきである。

政務活動費の原資となるのは市民が納める税金であり、市議会議員各位におかれては、その使途について十分に熟考する必要性とそのチェックを行う議会局にあっては、慎重かつ丁寧な確認行為に努める必要があるものと解されることを改めて留意願いたい。